

ふじみ野市立図書館サービス計画



平成22年6月

ふじみ野市立図書館

ふじみ野市立図書館サービス計画の策定によせて

近年、高齢化や核家族化が進行している中で、子どもから高齢者まで、すべての人々が学ぶことのできる場の確保は、非常に重要なものとなっています。

また、情報化の目覚ましい進展に伴い、人々の求める情報も高度化、多様化しており、誰もが必要な情報を得られる場が求められています。

図書館は、こうした要求に応える機能を持った施設であり、すべての市民の学習活動を支え、地域の情報拠点としての役割を果たすため、ここに「ふじみ野市立図書館サービス計画」を策定いたしました。

このサービス計画では、「市民の暮らしが豊かになるよう、知りたい、学びたい、楽しみたいを支えます」というミッション（使命）の下に、3つのビジョン（展望）と、ビジョンを具現化するためのプラン（計画）を体系的に掲げています。ここに掲げたプランに取り組み、様々なサービスを実施することにより、豊かな市民生活の実現に寄与することが図書館の究極の使命と考えております。

今後は、この基本計画を具体化し、市民の期待に応える図書館サービスの提供を目指して、努力をしてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました図書館協議会委員の皆様方をはじめ、利用者アンケートなどを通じて様々なご意見をお寄せいただいた多くの皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成22年6月

ふじみ野市教育委員会教育長 矢 島 秀 一

目 次

はじめに	1
1 ふじみ野市立図書館サービス計画の目的	2
2 サービス計画の背景	2
3 サービス計画の位置付け	2
4 サービス計画の期間	2
5 図書館のあゆみ	2
6 ふじみ野市立図書館の現状と課題	3
(1) サービス網	3
(2) 職員体制	4
(3) 施設設備	4
(4) 図書館運営全般	4
(5) 図書館活動と県内での位置	4
(6) 一般向けサービス	5
(7) 児童サービス及びティーンエイジサービス	6
(8) 障がい者サービス	6
(9) レファレンスサービス	6
(10) 情報化への対応	7
(11) 資料費	7
(12) 市役所他部局、大学等の連携	7
7 施策の体系－ミッション(使命)、ビジョン(展望)、プラン(計画)	8
8 ミッション(使命)	8
9 ビジョン(展望)とプラン(計画)	8
10 ミッション・ビジョン・プラン・事業体系	10

資料

平成19年度統計(資料1)	14
『平成21年度埼玉の公立図書館』統計(資料2)	15
人口・産業構造類似市比較(資料3)	16
「ふじみ野市立図書館の利用に関するアンケート」集計結果	17
ふじみ野市立図書館サービス計画策定の経緯	40
ふじみ野市子ども読書活動推進計画(施策体系)	42
ふじみ野市総合振興計画 前期基本計画(概要)	45
図書館法(抜粋)	53

図書館の自由に関する宣言	59
公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）	63
『これからの図書館像 ～地域を支える情報拠点をめざして～』 （報告書概要・抜粋）	69

はじめに

近年、情報技術の飛躍的な発達により、ふじみ野市民の暮らしにも、大きな情報化の波が訪れ、大量かつ速い情報伝達が可能となりました。また、ひとりひとりの自己判断、自己責任が強く求められるようになっていきます。そのためには、正確で客観的な情報を得られることが重要です。

しかしながら、所得格差や情報へのアクセス技術の格差により、誰もが必要な情報を得られるというわけではありません。

図書館はすべての市民に開かれた施設であり、図書、新聞、雑誌、行政資料等を幅広く収集・整理・保存・提供しています。またインターネット上の情報も利用できるようにするなど、様々な事業を行っています。図書館は、必要な情報を得たり学んだりするための場として、現代社会においてますますその役割が大きくなってきています。

そこで、ふじみ野市民の生活により役立てていただけるよう、図書館の使命や目標を明らかにし、公表し、実践するために、図書館サービス計画を策定することになりました。

どうしたら図書館をみなさんの生活の一部として活用していただけるのだろうか。今回「図書館サービス計画」はそのことを第一に考えて作成しました。計画は実行しなければ意味のないものとなってしまいます。そこで、これまでの図書館サービスの実態を明らかにしながら、将来的に実現可能な目標設定を行いました。

ふじみ野市では「自信と誇りそして愛着のあるまち ふじみ野」という目標を総合振興計画で掲げています。図書館という場所は、みなさんの暮らしとまちづくりに必ず役立つはずです。

ふじみ野市立図書館は、ミッション（使命）とそれを支える3つのビジョン（展望）を策定し、今後5年先を見据えて図書館を運営していくことをここで宣言いたします。

ミッション

市民の暮らしが豊かになるよう、「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

ビジョン

- (1) 地域の情報拠点を目指します
- (2) 市民の学びを支える図書館を目指します
- (3) 市民とともに歩む図書館を目指します

1 ふじみ野市立図書館サービス計画の目的

平成 22 年 1 月に合併後の最大の課題であったコンピュータシステムが統合されたことにより、ふじみ野市立図書館として一体的なサービス実現の基礎が整いました。これまでも上福岡図書館・大井図書館それぞれが年度ごとに重点目標を定めて運営してきましたが、ふじみ野市立図書館サービス計画(以下「サービス計画」という。)は、新たな図書館運営の基本となるものです。ふじみ野市立図書館は、市民に図書館サービスの内容を明示し、図書館職員にとっては職務遂行の指針とするためにこのサービス計画を策定します。

2 サービス計画の背景

図書館サービス計画の必要性については、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13 年 7 月 18 日 文部科学省告示第 132 号)で「公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。」と、図書館サービスの計画的実施の必要性に言及しています。また、文部科学省生涯学習局が設置した「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が平成 18 年 3 月に報告した『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～』でも「市町村合併を踏まえた図書館経営」の項で新たなサービス計画の策定に取り組むよう述べています。こうした図書館経営の計画的実施の方向が示されていることをふまえ、サービス計画を策定するものです。

3 サービス計画の位置付け

サービス計画は、「ふじみ野市総合振興計画」「ふじみ野市子ども読書活動推進計画」、その他の関連する計画との整合性を図りながら、図書館運営の基本的な方向と具体的な方策を明らかにし、関連する施策を体系的に実施するためのものです。

4 サービス計画の期間

サービス計画の期間は、平成 22 年度から概ね 5 ヶ年とし、社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行っていきます。

5 図書館のあゆみ

上福岡図書館は、昭和 53 年 6 月に旧上福岡市上野台団地に開館しました。その後、本格的な図書館建設を求める市民主催の図書館大会や請願がありま

した。昭和57年建設審議会を設置し、昭和61年に建設についての答申が提出されましたが、建設用地取得が困難なため建設には至りませんでした。平成2年に現在地を用地として決定し、平成4年12月に建設着手し、平成6年9月「上福岡市立市民図書館」として開館しました。合併後は名称を「上福岡図書館」と改めました。

大井図書館は昭和51年に亀居分館に開館しました。昭和61年に、建設用地を現在地に確保しました。同年8月中央社会教育施設建設審議会が図書館と郷土資料館の併設を答申し、旧大井町は答申を受けて昭和62年7月に建設に着手し昭和63年7月に開館しました。

合併後のふじみ野市の図書館サービスは、上福岡図書館・大井図書館・上福岡西公民館図書室・移動図書館・地域文庫のサービス網により実施しています。平成21年3月には、「ふじみ野市子ども読書活動推進計画」を事務局として策定しました。平成22年1月には念願のコンピュータ統合が実現しました。

6 ふじみ野市立図書館の現状と課題

(1) サービス網

上福岡図書館・大井図書館・上福岡西公民館図書室・移動図書館・地域文庫で全域サービスを行っています。上福岡西公民館図書室は、上福岡図書館から職員1人を交替で派遣して運営しています。地域文庫は4文庫をボランティアで運営しています。移動図書館は、ボランティアと図書館職員により駒西、元福、西原、さぎの森、東台の各小学校に巡回貸出サービスを実施しています。

サービス網の課題は、うれし野地区、大井一・二丁目、市沢、苗間など本市の南東部にサービスポイントが地域文庫1か所しかなく、この地域の利用が少ない状況となっていることです。特に苗間地区の利用率は、大井地区の利用率の平均が17%に対して8%、うれし野地区10%、大井地区が11%と、低くなっています(資料1)。このため、この地域への移動図書館巡回サービスの拡充や分館の設置などの検討が必要と考えられます。

両館の機能的な分担は、上福岡図書館が中央館的な役割を、大井図書館は地域に密着したきめ細かいサービスを展開する地域館的機能をもたせるなど、それぞれの特徴を生かしたふじみ野市全体のサービス向上が課題となっています。

(2) 職員体制

平成22年度の職員数は、上福岡図書館が12人(うち司書有資格者8人)、大井図書館が6人(内司書有資格者4人)となっています。職員に占める司書の割合が67%と比較的司書の比率が高く、これが高いサービスを維持できている要因です。しかし、平成17年度に比べ、職員が4名減少していることや、司書の新規採用が平成7年度以降行われてないため、このままでは職員の高齢化が進み、今後の運営に支障が出るのが懸念されます。また、館長が兼務のため全体的なサービスの調整や推進が取り組みやすい反面、危機管理や業務遂行上で十分な統括業務ができない面もあります。

(3) 施設設備

両館とも、1階部分ですべてのサービスを実施することができ、ひとつのカウンターで利用者に対応しているため、職員にとっては業務がしやすい施設となっています。2階部分は研修室や集会室などの施設となっています。利用者からも使いやすいという声もあり、全体的には図書館機能が発揮できる施設となっています。

しかし、両館とも駐車場と書庫スペースが狭く、駅から徒歩10分以上と遠い距離にあります。経年劣化により施設設備等の老朽化も進んで、突発的な修理等が必要になっています。

(4) 図書館運営全般

基本的な運営方針は、貸出サービスを中軸にしつつ、上福岡図書館は、「暮らしに役立つ図書館」を目標に、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いています。一方、大井図書館は「地域に根付く身近な図書館」を目標に、地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図っています。

また、職員のスキルアップのための研修会に積極的に参加しています。職員会議等でも、日常の課題や問題を全員で検討協議し、事務改善と職員の意識改革に努めています。また両館の共同事業としてパソコン講習会や移動図書館の巡回サービスも実施しています。

(5) 図書館活動と県内での位置

本市における平成20年度の活動状況は、図書購入費が20,393千円、蔵書数が506,203点、貸出冊数が896,583点、集会行事等参加者数7,291人となっています。県内公共図書館との比較では、

人口一人当り図書購入費が195円で79市町村のなかで第25位、人口一人当り蔵書冊数が4,85冊で第16位、人口一人当り貸出冊数が7,72点で第10位となっています。全平均では17位でいずれの指標も県平均を上回っています。県内の市立図書館で比較すると人口一人当り蔵書冊数が第3位、人口一人当り貸出冊数が第4位となっており、県内でも優れた図書館活動をしていると言えます。(『平成21年度埼玉の公立図書館』埼玉県図書館協会編・発行(資料2)から)

人口産業構造が類似している市の比較(資料3)では、職員数、蔵書数、貸出冊数ではいずれも平均を上まわり、とりわけ貸出冊数は2位となっています。しかし、資料購入費や予約件数は平均より下回っています。特に予約が少ないことが特徴であり、予約サービスの周知、貸出中の本や未所蔵資料を求める利用者に対して、予約への案内を積極的に実施することが求められています。特に大井図書館の予約件数が少ないことから、「あんなカウンター」の設置の検討が必要です。

(6) 一般向けサービス

上福岡・大井両図書館では、暮らしに役立つ法律関係のパンフレットを集めた法情報パンフレットコーナーを設置し、また、上福岡図書館では、就職・起業・経営関係の資料を集めたビジネス支援コーナーを設置しており、生活課題に合わせた資料提供の充実に努めています。ビジネス支援コーナーの資料は、土日にまとめて貸し出されることが多く、就職や起業・転職などに役立っています。またテーマ展示やミニ展示によって資料の積極的提供を行っており、展示することによって貸出しにつながっています。資料費が縮減傾向のなかで、こうした既存の資料を活用したサービスをさらに充実していく必要があります。



大井図書館の法情報パンフレットコーナー



上福岡図書館のビジネス支援コーナー

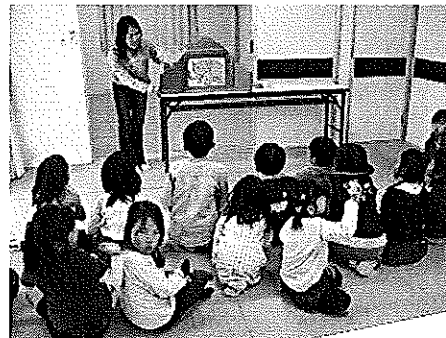
(7) 児童サービス及びティーンエイジサービス

両館とも、学校への支援、移動図書館の巡回貸出し、おはなし会の実施、他施設への読み聞かせ講座等への児童担当職員の派遣など、充実したサービスを展開しています。上福岡図書館では、ビッグブック・パネルシアター・エプロンシアターを多数揃え、団体、個人の読み聞かせなどに提供しています。また、ティーンエイジコーナーを設け、蔵書も充実しており、ティーン向け事業も取り組んでいます。

大井図書館では、地域文庫による身近できめ細かい児童サービスを提供しており、読み聞かせボランティアの育成やボランティアとの連携事業も実施しており、地域に密着した児童サービスを実現しています。しかし、上福岡図書館と比べティーンエイジ向けの資料は少なく、十分なヤングアダルトサービスが展開されていません。



上福岡図書館のおはなし会



地域文庫での読み聞かせ

(8) 障がい者サービス

障がい者へのサービスは両館とも取組んでいます。特に大井図書館では朗読作成テープ資料が充実しています。また、点訳グループとの連携など、きめ細かいサービスが展開されています。今後デージーによるサービスが主流となるため、機器の操作や普及のためのサービスが求められています。

(9) レファレンスサービス

上福岡図書館は案内カウンターでレファレンスの対応をしていますが、両館とも専用の窓口は未設置でレファレンス記録もデータ化されていない状況です。また両館で統計の取り方が異なるなど、レファレンスを実施する体制も脆弱です。コンピュータ統合によって両館の参考資料等を有効に使い、レファレンスを的確、かつ迅速に実施していくことが求められています。

(10) 情報化への対応

情報へのアクセス技術の格差を解消するためにパソコン講習会を両館共同で実施しています。上福岡図書館は、ノートパソコンの貸出し、コンピュータ優先席の設置や無線 LAN 環境の提供、ネット端末の設置など、県内でも情報化への対応が進んでいますが、大井図書館は機器類が未整備で対応が遅れており、その整備が課題です。



パソコン講習会

(11) 資料費

地方財政逼迫の中で、資料費の減少傾向が続いています。合併時、31,118千円あった資料費が、平成21年度では21,465千円となっています。雑誌の購入費も減少しており、平成21年度は西公民館図書室の雑誌の購入を中止する事態となっています。資料費は図書館費のなかでも基礎的かつ最重要なものであり、今後資料費の確保が課題です。

(12) 市役所他部局、大学等の連携

市役所の他部局と連携して図書資料等の展示を行っています。また上福岡図書館では、毎朝ふじみ野市の関連の新聞記事見出しを全職員あてにメール配信をしています。今後は、行政関連資料の新着案内や紹介メールなどを配信し、図書館が市役所の業務に役立つものであることを積極的にアピールしていく必要があります。

実習生やインターンシップ、養護学校生徒、教員などの研修受入れを積極的に実施しており、図書館業務に関わってもらうことで、図書館のよき理解者や応援団を増やすことに役立っています。

- 7 施策の体系 —ミッション（使命）、ビジョン（展望）、プラン（計画）—
- サービス計画では、現状と課題をふまえてミッション、ビジョン、プランという3つの階層に沿って図書館が実施すべきサービスを構成しています。
- ミッションは、図書館のもつ究極的な使命で、サービスの実施によって実現すべき目標の到達点です。
- ビジョンは、上記ミッションを具体化するために目指すべき方向を3つの柱に表現しています。
- プランは、3つのビジョンをそれぞれ具現化するために取組むべき計画を掲げてあります。

8 ミッション（使命）

市民の暮らしが豊かになるよう「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます。

「ユネスコ公共図書館宣言1994年」は公共図書館を「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人及び社会集団の生涯学習、独自の意思決定及び文化的発展のための基本的条件を提供する」ことにより「男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成する必須の機関である」と位置付けています。ミッションでは、「宣言」の精神を生かし、ふじみ野市立図書館が、生涯学習の拠点として市民が生活する上で必要とする知識と情報を提供することを通して豊かな市民生活の実現に寄与する使命を明確化しました。

9 ビジョン（展望）とプラン（計画）

（1） 地域の情報拠点を目指します

図書館は地域の情報センターです。地域の要求や状況に応じた資料があり、市民の知りたい情報や知識の提供を行う基本的な施設としてあり続けなければなりません。

① 市民の求める資料と情報の収集と提供

上福岡図書館と大井図書館で一体的な資料提供を行い、市民の生涯学習を支えます。

② 地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信

ふじみ野市に関する資料収集と情報発信を積極的におこない、市民生活と行政の課題解決を支援します。

③ 情報を得るための通信、アクセス環境の整備と充実

市民の誰もがが必要な情報にアクセスできる環境を提供し、情報格差を解消します。

(2) 市民の学びを支える図書館を目指します

生涯学習の拠点施設として、市民の学習活動の支援や地域の教育機関・施設等と連携し、情報化社会に対応した情報支援を行います。

① 市内小・中・高等学校・大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり

様々な施設や機関と連携することによって、より効果的な学習環境を整備します。

② 市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供

ひとりひとりの市民が学んだ成果を発揮する場を提供することにより、学びの成果が多く市民にフィードバックし、互いに高めあうことができるようにします。

③ 誰でも必要な情報を得るための支援

図書館利用に障がいのある人もない人も、誰でも仕事や生活に必要な情報を得られるよう支援します。

(3) 市民とともに歩む図書館を目指します

図書館を育てるのは、市民の力であり、図書館は市民のさまざまなニーズをもとに発展していきます。また、図書館は子どもたちの一人ひとりの発達段階に応じたさまざまな読書活動ができるように子どもたちへの読書環境の整備に努める必要があります。

① 市民の声を反映する図書館運営

日々の業務の中で、またさまざまな機会を通じて市民の声を聞き、サービスの点検や計画づくりに活かします。

② 市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上

国や県等の研修に計画的に職員が参加し、資質を向上します。また、図書館内部の研修会を行い、全体的なレベルアップを目指します

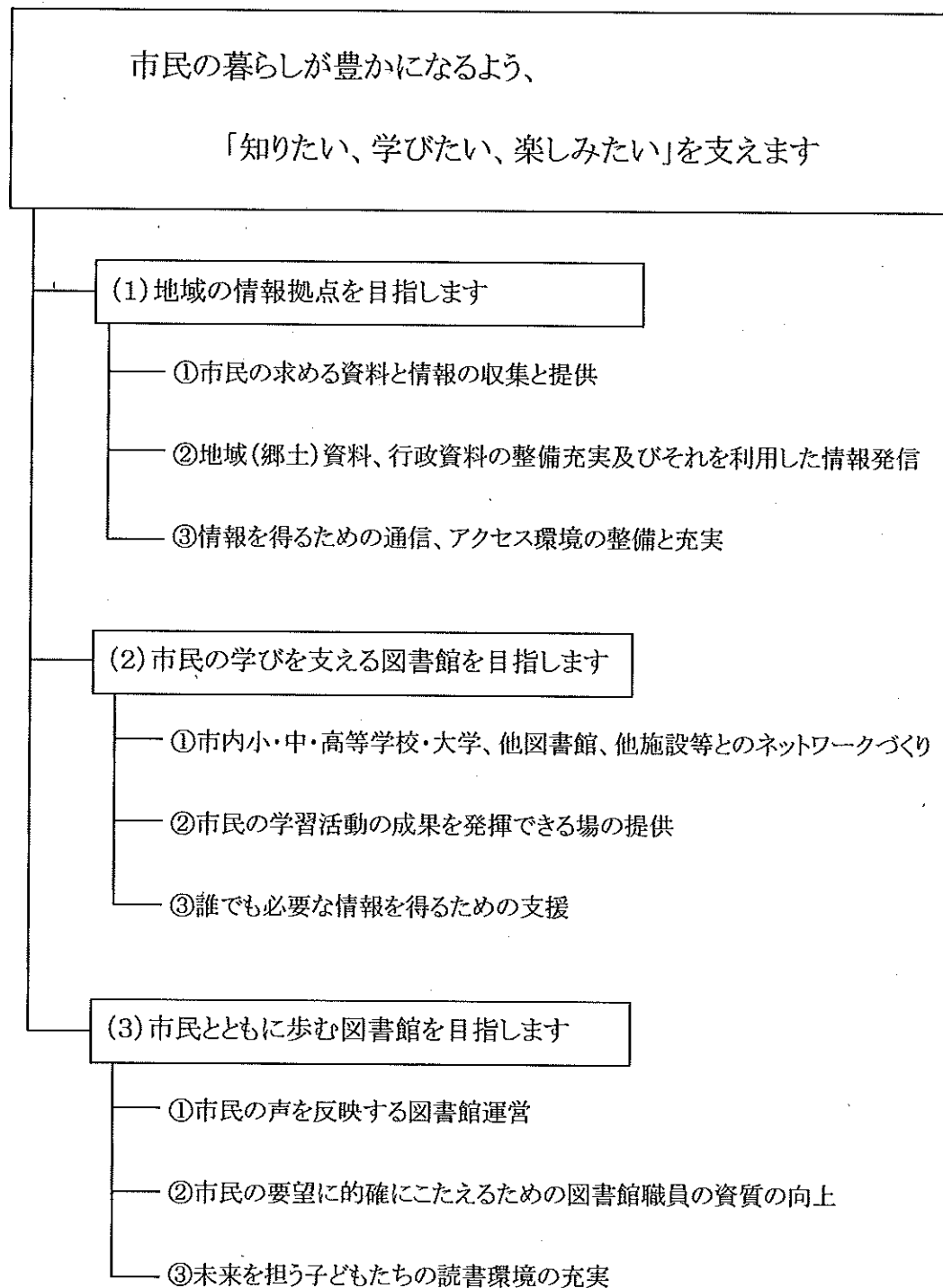
③ 未来を担う子どもたちの読書環境の充実

ふじみ野市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちの読書環境を充実させます。



移動図書館の巡回貸出し

ミッション・ビジョン・プラン 体系図



ミッション・ビジョン・プラン・事業体系一覧

ミッション (使命) 市民の暮らしが豊かになるよう「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます。		
ビジョン(展望)	プラン(計画)	事業
(1) 地域の情報拠点を目指します	①市民の求める情報の収集と提供	全域サービスの実現
		・市南東部にサービス拠点の設置の検討
		・東台小学校に移動図書館サービスの実施
		・市バス運行コースへの組み込みの実現
		資料全般の充実(視聴覚・郷土等幅広い収集)
		資料収集要綱の見直し
		蔵書構成の見直し
		・郷土資料、参考資料の適正配置、運営を検討
		・利用者層に合わせた蔵書構成全体の見直し、
		・利用者からのニーズの把握
		・収集分担(同ジャンルでも入門・専門で保存館を分ける等工夫)
		・両図書館の特色・戦略の検討
		・雑誌の収集・保存の充実
		ビジネス支援コーナーの充実
		障がい者資料の収集整備ならびに充実
		コンピュータシステムの更新(平成 26 年度に向け)
	②地域(郷土)資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信	子ども読書支援ページの公開
		リクエストサービスの充実
		医療情報提供のための整備充実
		テーマ展示の充実
	②地域(郷土)資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信	Web 版郷土資料コーナーの充実
		行政資料の充実
		・無料配布資料の収集
		ブックリストの作成と Web 公開の実施
	②地域(郷土)資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信	パスファインダーの構築(調べ方の道筋を示すもの)

		行政支援の充実 ・職員向けメルマガの発行 ・市の計画、施策に関連した資料の収集 ・新聞記事リスト作成 ・ブックリスト作成配布
	③情報を得るための通信、アクセス環境の整備充実	無線LAN環境(ホットスポット)の提供 ・大井図書館無線LAN環境整備
		パソコンの館内貸出し ・大井図書館設置検討
		商用データベースの導入
(2)市民の学びを支える図書館を目指します	①市内小・中・高等学校・大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり	市内の小中学校・高等学校・大学との連携 ・学校向け利用案内の配布 ・図書主任向け、懇談会の開催 ・職場体験活動の支援 ・文京学院大学図書館との相互利用の検討
		市役所、子育て支援センターとの連携 ・読み聞かせ支援 ・ブックスタート支援
		他図書館との連携 ・広域利用のPR ・国会図書館レファレンス共同データベースの活用
	②市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供	ボランティアの育成と場の提供 ・ボランティア講座の実施
		展示スペースの有効活用の促進
		集会室(学習室)の提供
	③誰でも必要な情報を得るための支援	パソコン講習会、本の探し方講座の開催
		障がい者サービス要綱の策定 ・宅配サービスの実施 ・学習障がい児への対応 ・著作権改正に伴う録音図書の整備充実 ・録音図書のデジタル化の推進
		日本語を母国語としない人のための資料の整備充実
		レファレンスサービスの充実 ・大井図書館「あんないカウンター」設置の検討

(3)市民とともに歩む図書館を目指します	①市民の声を反映する図書館運営	図書館協議会会議の開催
		利用者アンケート調査の実施
		投書箱の設置と回答の公開
		さまざまな機会と媒体を利用した広報の実施
		利用者懇談会の開催
	②市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上	計画的な研修への参加及び職員全体への研修成果のフィードバック
		館内研修の実施 ・レファレンスサービスの組織化及び情報の共有、パスファインダーの構築 ・臨時職員を含めた接遇、レファレンス研修の実施
	③未来を担う子どもたちの読書環境の充実	お話し会等児童向け行事の実施 ・運営の方法の検討 ・夏休み特別行事の実施
		Web 公開も含めたブックリストの作成
		読み聞かせ講座の実施
		学校訪問の実施
		移動図書館の実施
		地域文庫の整備充実
		ティーンエイジ資料の充実

平成19年度統計

(資料1)

平成19年度統計: 両館システム

平成20年3月31日現在

地区	人口			登録者			利用者			実利用者			貸出冊数			一人当たり		
	上福岡	大井	合計	上福岡	大井	合計	上福岡	大井	合計	上福岡	大井	合計	上福岡	大井	合計	登録率	利用率	平均貸出冊数
池上・駒林・仲・本新田	2,850	8	1,873	2,564	33	2,597	402	8	410	12,508	137	12,645	16,498	137	16,592	66%	18%	5
上野台	1,705	3	1,797	4,440	26	4,466	310	3	313	16,498	94	16,592	15,836	5	15,841	105%	18%	4
上ノ原・長宮	2,212	5	1,705	3,810	3	3,813	489	4	493	15,836	5	15,841	33,934	40	33,974	77%	22%	4
大原・北野	5,914	10	3,902	7,727	11	7,738	1,019	10	1,029	33,934	40	33,974	32,458	600	33,058	66%	17%	4
霞ヶ丘	4,306	38	1,870	7,132	81	7,213	702	31	733	32,458	600	33,058	64,560	445	65,005	43%	17%	5
上福岡	8,475	42	6,182	15,329	96	15,425	1,590	36	1,626	64,560	445	65,005	30,158	408	30,566	73%	19%	4
川崎・清見・元福岡	4,289	16	2,879	6,684	63	6,747	812	15	827	30,158	408	30,566	20,996	264	21,260	67%	19%	5
駒西・新駒林	3,665	1,881	1,901	4,808	59	4,867	646	16	662	20,996	264	21,260	25,191	68	25,259	52%	18%	4
新田・築地・松山	3,762	16	2,911	5,698	17	5,715	707	15	722	25,191	68	25,259	7,812	1	7,813	77%	19%	4
水宮・中ノ島・谷田	1,081	1	542	1,624	1	1,625	195	1	196	7,812	1	7,813	9,723	2	9,725	50%	18%	5
滝・中丸・花ノ木	1,482	911	2	1,883	2	1,885	251	1	252	9,723	2	9,725	23,548	366	23,914	62%	17%	5
中福岡・福岡・福岡新田	1,079	723	0	1,155	0	1,155	177	0	177	23,548	366	23,914	11,868	89	11,957	67%	16%	4
西	3,102	2,085	37	5,646	58	5,704	597	29	626	11,868	89	11,957	18,858	115	18,973	88%	20%	4
西原・富士見台	2,412	2,032	5	5,520	4	5,524	581	5	586	18,858	115	18,973	32,735	920	33,655	84%	16%	4
福岡○丁目	1,225	1,264	4	2,565	23	2,588	263	4	267	32,735	920	33,655	8,493	8,493	8,493	104%	22%	5
福岡中央	2,237	1,897	11	4,237	19	4,256	505	8	513	8,493	8,493	8,493	12,055	12,055	12,055	85%	23%	4
福岡武蔵野・丸山・南台	5,468	3,753	58	7,238	145	7,383	1,017	50	1,067	12,055	12,055	12,055	17,361	17,361	17,361	70%	20%	5
上福岡(不詳)	—	—	1,860	—	2,114	2,114	—	296	296	—	—	—	4,112	4,112	4,112	—	—	4
上福岡地区合計	55,244	2,136	40,204	88,080	2,755	90,835	10,263	532	10,795	384,772	12,055	396,827	412,055	11,451	412,055	73%	20%	4
大井	5,210	313	2,432	993	2,155	3,148	96	469	565	4,112	11,451	15,563	3,840	13,521	17,361	53%	11%	5
市沢	3,673	346	1,483	697	2,479	3,176	123	451	574	3,840	13,521	17,361	1,272	2,570	3,842	50%	16%	5
うれし野	1,683	111	590	701	618	858	44	130	174	1,272	2,570	3,842	4,428	8,346	12,774	42%	10%	4
面岡	4,926	455	2,346	988	1,843	2,831	119	272	391	4,428	8,346	12,774	198	2,536	2,734	57%	8%	5
旭	523	31	220	251	532	573	10	58	68	198	2,536	2,734	1,544	9,538	11,082	48%	13%	5
ふじみ野	2,339	119	883	1,002	274	1,276	59	323	382	1,544	9,538	11,082	3,069	7,241	10,310	43%	16%	6
東久保	1,826	303	970	1,273	1,366	2,027	106	216	322	3,069	7,241	10,310	8,266	3,363	11,629	70%	18%	5
鶴ヶ舞	2,242	675	1,322	1,997	813	2,876	217	180	397	8,266	3,363	11,629	9,413	41,548	50,961	89%	18%	4
鶴ヶ舞	8,473	1,150	7,395	8,545	2,424	11,775	351	1,334	1,885	9,413	41,548	50,961	2,125	24,549	26,674	101%	20%	4
大井中央	3,365	205	2,397	2,602	545	7,432	80	637	717	2,125	24,549	26,674	2,093	17,750	19,843	77%	21%	3
桜ヶ丘	3,788	286	2,532	2,818	485	4,538	138	560	698	2,093	17,750	19,843	9,610	23,101	32,711	74%	18%	4
鶴ヶ丘	4,902	945	4,628	5,573	2,006	6,900	307	760	1,067	2,125	24,549	26,674	2,448	10,170	12,618	114%	22%	5
緑ヶ丘	1,652	174	1,199	1,373	511	2,755	72	295	367	2,448	10,170	12,618	4,507	9,938	14,445	83%	22%	5
西鶴ヶ岡	1,908	195	2,014	2,209	801	3,118	92	300	392	4,507	9,938	14,445	446	7,306	7,752	116%	21%	5
天井武蔵野	2,139	231	1,619	1,850	117	2,004	95	267	362	446	7,306	7,752	—	—	—	86%	17%	4
大井(不詳)	—	124	—	124	—	69	12	—	12	251	—	251	57,622	192,928	250,550	—	—	4
大井地区合計	48,849	5,663	32,032	77,695	43,679	56,594	1,921	6,252	8,173	57,622	192,928	250,550	442,394	204,983	647,377	77%	17%	4
合計	103,893	43,731	34,168	177,899	46,434	147,429	12,184	6,784	18,968	442,394	204,983	647,377	—	—	—	75%	18%	4

* 人口は、平成20年4月1日現在

** 登録者数は累計

登録率=人口/登録者数

利用率=人口/実利用者数

平均貸出冊数=利用者数/貸出冊数

1人あたり貸出冊数=実利用者数/貸出冊数

[illegible]

(注) 各項目のデータは「平成21年度埼玉の公立図書館調査票」による。また、算出基礎となる人口は埼玉県総務部統計課「月刊統計資料」(平成21年4月1日現在の「埼玉県の推計人口」)に上った。

「貸出冊数」のデータに団体貸出は含まれていない。

※近年、県内各地で広域利用が行われるようになったのに伴い、近隣市町村住民への貸出を含めて「貸出冊数」を計上している市町村も多いため、前記「団体貸出」のデータを抽出出来ない市町村と併せて、「貸出冊数」の項目の「人口1人当たりの貸出冊数」は厳密な意味で正確な数値が出せない市町村もあります。

人口・産業構造類似市比較

人口・産業構造類似市比較

【専任職員数(人)】		【蔵書冊数(千)】		【人口一人当たり蔵書冊数】		【貸出冊数(千)】		【人口一人当たり貸出冊数】		【人口一人当たり予約件数】		【図書購入費(千円)】		【人口一人当たり図書購入費(円)】		【相互借受数(冊)】		【本館の延床面積(m ²)】	
朝霞市	21	朝霞市	525	鶴ヶ島市	7.36	朝霞市	1,029	鶴ヶ島市	12.22	朝霞市	149.9	朝霞市	44,973	東大和市	547	志木市	4,587	富士見市	4,464
		朝霞市	508	朝霞市	5.10	朝霞市	843	朝霞市	8.31	朝霞市	115.5	朝霞市	44,325	朝霞市	363	朝霞市	4,540	朝霞市	4,255
		朝霞市	506	朝霞市	4.83	朝霞市	734	朝霞市	8.30	朝霞市	66.1	朝霞市	24,500	朝霞市	297	朝霞市	4,005	朝霞市	2,772
		朝霞市	498	朝霞市	4.23	朝霞市	710	朝霞市	8.16	朝霞市	63.3	朝霞市	28,167	朝霞市	277	朝霞市	3,500	朝霞市	2,753
		朝霞市	413	朝霞市	4.21	朝霞市	661	朝霞市	6.35	朝霞市	57.8	朝霞市	21,642	朝霞市	246	朝霞市	3,031	朝霞市	2,706
		朝霞市	380	朝霞市	4.04	朝霞市	661	朝霞市	6.35	朝霞市	57.8	朝霞市	21,642	朝霞市	238	朝霞市	3,031	朝霞市	2,690
		朝霞市	350	朝霞市	3.98	朝霞市	578	朝霞市	5.73	朝霞市	54.0	朝霞市	20,211	朝霞市	177	朝霞市	2,980	朝霞市	2,327
		朝霞市	275	朝霞市	3.87	朝霞市	447	朝霞市	5.59	朝霞市	48.5	朝霞市	19,767	朝霞市	156	朝霞市	2,709	朝霞市	2,046
		朝霞市	263	朝霞市	3.65	朝霞市	432	朝霞市	5.56	朝霞市	39.5	朝霞市	18,852	朝霞市	142	朝霞市	2,703	朝霞市	1,551
		朝霞市	211	朝霞市	2.71	朝霞市	326	朝霞市	4.83	朝霞市	34.4	朝霞市	18,421	朝霞市	131	朝霞市	1,534	朝霞市	1,497
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市	326	朝霞市	4.79	朝霞市	34.1	朝霞市	9,930	朝霞市	127	朝霞市	1,345	朝霞市	-
		朝霞市	230	朝霞市	2.30	朝霞市													

※「全国市町村概要平成19年版」より産業別就業人口および未就業率がふじみ野市に近い市を抽出した。

※統計数値は「日本の図書館2008」より抽出。

人口(千人)	館数
新座市	2館・分室6
松原市	8館
朝霞市	本館1・分館1・分室6
富士見市	3館・分室1
ふじみ野市	2館・分室1・移動図書館
東大和市	3館・移動図書館
長岡京市	1館
鶴ヶ島市	1館・分室6
志木市	2館・分室2
武蔵村山市	6館

「ふじみ野市立図書館の利用に関するアンケート」 集計結果

平成21年2月

これは、ふじみ野市立上福岡図書館、大井図書館、上福岡西公民館図書室において実施したアンケート調査の結果を集計したものです。調査方法等は、次のとおりです。

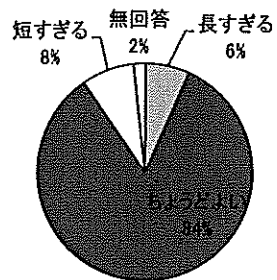
- 調査日時：平成20年9月6日(土)・7日(日)・9日(火)・10日(水)
- 調査場所：ふじみ野市立上福岡図書館、大井図書館、上福岡西公民館図書室
- 調査方法：選択及び記入式
- 回収方法：回収箱に各自投入
- 調査用紙配布部数：600部（上福岡図書館 370部、大井図書館 180部、西公民館図書室 50部）
- 有効数：456部（上福岡図書館 270部、大井図書館 137部、西公民館図書室 49部）

●集計方法について

- ・問2 (1) (充実を希望する資料)、問3 (3) (興味あるボランティア) 及び (4) (興味ある講座)、問6 (3) ウ (最も多く行く図書館を選ぶ理由) については「3つまで○」としていますが、それ以上選択されている場合もすべて集計しました。
- ・問5 (1) (コスト削減のために選択すべきサービス) は「ひとつだけ○」としていますが、複数選択されている場合もすべて集計しました。
- ・問5 (2) (今後の運営) は「ひとつだけ○」としていますが、選択肢が複数選択されている場合もすべて集計しました。また、参考のために記載してある長所・短所に○がついている場合は、参考意見として集計しました。ただし、長所・短所のみに○がついている場合は、回答そのものは「無効」としました。
- ・問6 (3) ア (普段利用している図書館) について、設問の図書館名に直接○がついている場合は「普段利用している」とみなし、集計しました。
- ・問6 (3) イ (最も多く行く図書館) について、複数選択されている場合は「無効」としました。また、設問の図書館名に直接○がついている場合、○がひとつなら「最も多く行く」とみなし、集計しました。また、「最も多く行く図書館」が「無回答」か「無効」にも関わらず「最も多く行く図書館に行く理由」に回答している場合、「理由」のみ集計しました。
- ・上福岡西公民館図書室で実施したアンケートの結果は「上福岡」の結果に含まれています。

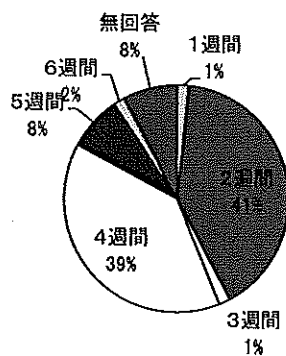
問1(1)本・紙芝居の貸出期間3週間はいかがですか。

	合 計	上福岡	大 井
長すぎる	30	19	11
ちょうどよい	382	269	113
短すぎる	36	26	10
無回答	8	5	3
合 計	456	319	137



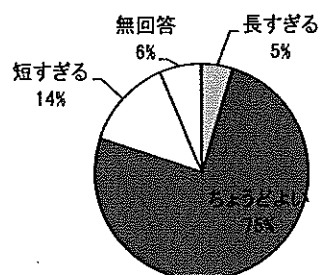
(1)' 「〇週間がよい」

	合 計	上福岡	大 井
1週間	1	1	0
2週間	26	16	10
3週間	1	1	0
4週間	25	17	8
5週間	5	4	1
6週間	1	1	0
無回答	5	4	1
合 計	64	44	20



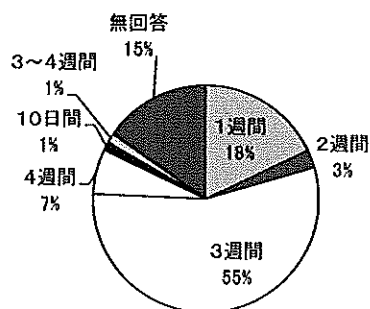
問1 (2)雑誌・CD・カセット・ビデオの貸出期間2週間はいかがですか。

	合 計	上福岡	大 井
長すぎる	21	16	5
ちょうどよい	344	238	106
短すぎる	62	49	13
無回答	28	15	13
無効	1	1	0
合 計	456	319	137



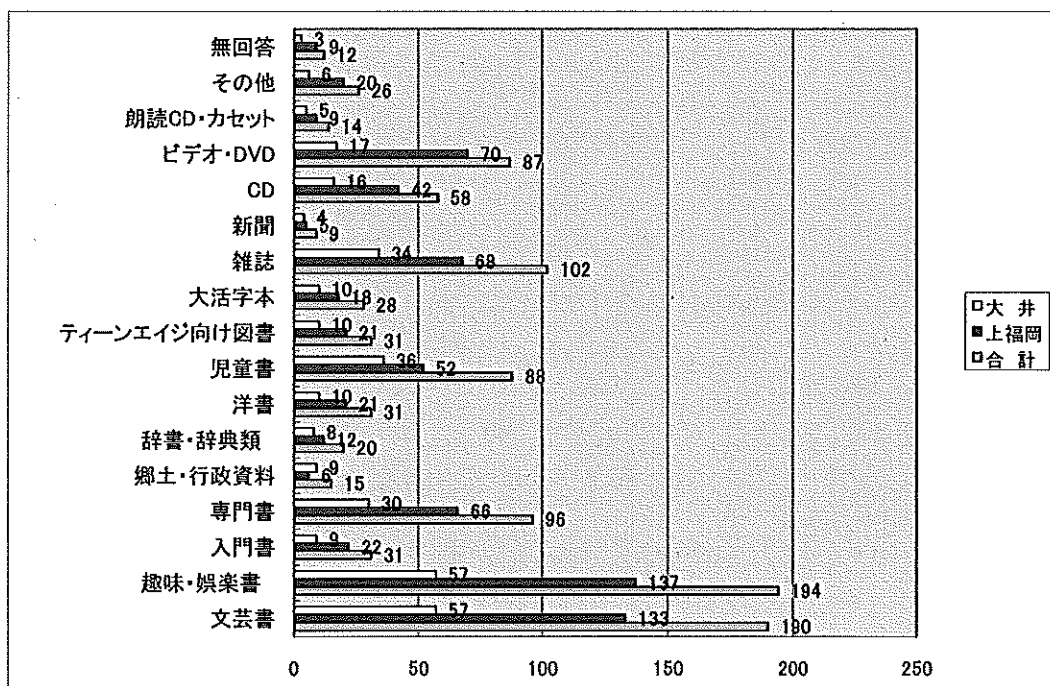
(2)' 「〇週間がよい」

	合 計	上福岡	大 井
1週間	14	10	4
2週間	2	2	0
3週間	43	33	10
4週間	5	3	2
10日間	1	1	0
3～4週間	1	1	0
無回答	12	12	0
合 計	78	62	16



問2(1)あなたが充実してほしいと思うのはどの資料ですか。
(3つまで○)

	合 計	上福岡	大 井
文芸書	190	133	57
趣味・娯楽書	194	137	57
入門書	31	22	9
専門書	96	66	30
郷土・行政資料	15	6	9
辞書・辞典類	20	12	8
洋書	31	21	10
児童書	88	52	36
ティーンエイジ向け図書	31	21	10
大活字本	28	18	10
雑誌	102	68	34
新聞	9	5	4
CD	58	42	16
ビデオ・DVD	87	70	17
朗読CD・カセット	14	9	5
その他	26	20	6
無回答	12	9	3
合 計	1,032	711	321



問3(1)次のようなことについて、満足度はいかがですか。

(5段階評価)

ア. 求めている資料を借りる

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	98	76	22
4 (やや満足)	100	73	27
3 (普 通)	150	103	47
2 (やや不満)	31	20	11
1 (不 満)	8	4	4
0 (利用したことがない)	40	22	18
無回答	29	21	8
合 計	456	319	137

※平均：3.3

イ. 館内の検索機の使い勝手

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	88	64	24
4 (やや満足)	74	54	20
3 (普 通)	149	101	48
2 (やや不満)	33	25	8
1 (不 満)	9	5	4
0 (利用したことがない)	69	45	24
無回答	34	25	9
合 計	456	319	137

※平均：3

ウ. 貸出中の資料の予約

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	94	70	24
4 (やや満足)	57	40	17
3 (普 通)	148	96	52
2 (やや不満)	24	22	2
1 (不 満)	5	2	3
0 (利用したことがない)	94	64	30
無回答	34	25	9
合 計	456	319	137

※平均：2.8

エ. 図書館にない資料のリクエスト

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	56	35	21
4 (やや満足)	45	30	15
3 (普 通)	132	85	47
2 (やや不満)	29	21	8
1 (不 満)	10	7	3
0 (利用したことがない)	147	111	36
無回答	37	30	7
合 計	456	319	137

※平均：2.1

オ. 本や調べものの相談

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	69	51	18
4 (やや満足)	63	40	23
3 (普 通)	130	92	38
2 (やや不満)	16	12	4
1 (不 満)	6	3	3
0 (利用したことがない)	138	99	39
無回答	34	22	12
合 計	456	319	137

※平均：2.4

カ. 館内でビデオなどを見る

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	36	27	9
4 (やや満足)	24	15	9
3 (普 通)	104	71	33
2 (やや不満)	25	19	6
1 (不 満)	5	3	2
0 (利用したことがない)	217	151	66
無回答	44	32	12
合 計	455	318	137

※平均：1.6

キ. 図書館主催事業への参加

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	23	15	8
4 (やや満足)	25	15	10
3 (普 通)	133	91	42
2 (やや不満)	12	8	4
1 (不 満)	1	1	0
0 (利用したことがない)	209	151	58
無回答	50	36	14
無効	1	0	1
合 計	454	317	137

※平均：1.6

ク. 図書館のホームページの内容

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	32	28	4
4 (やや満足)	29	22	7
3 (普 通)	132	87	45
2 (やや不満)	22	17	5
1 (不 満)	5	3	2
0 (利用したことがない)	180	123	57
無回答	53	36	17
無効	2	2	0
合 計	455	318	137

※平均：1.8

ケ. インターネット端末の利用

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	29	25	4
4 (やや満足)	29	22	7
3 (普 通)	100	75	25
2 (やや不満)	19	17	2
1 (不 満)	6	4	2
0 (利用したことがない)	197	139	58
無回答	74	36	38
合 計	454	318	136

※平均：1.6

コ. 職員の対応

	合 計	上福岡	大 井
5 (満 足)	167	116	51
4 (やや満足)	112	79	33
3 (普 通)	129	90	39
2 (やや不満)	23	18	5
1 (不 満)	7	2	5
0 (利用したことがない)	1	1	0
無回答	17	13	4
合 計	456	319	137

※平均：3.9

(※注)「平均」＝(点数×人数)÷有効回答数

◆各サービスに対する「満足・やや満足」「利用したことがない」という回答の割合

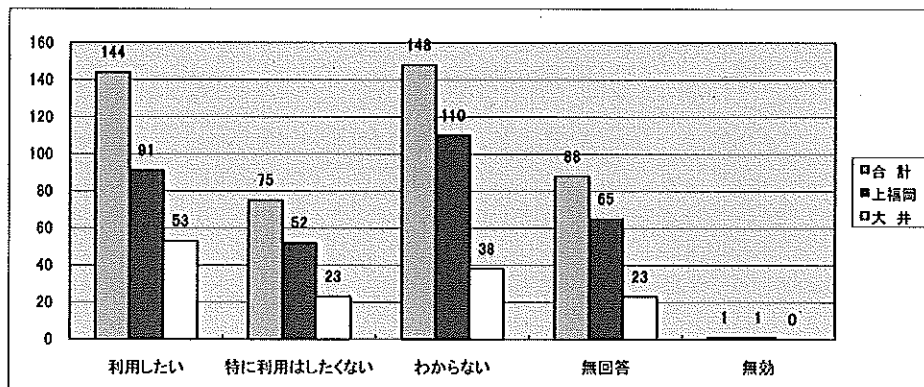
サービス内容	満足・やや満足		利用したことがない	
	上福岡	大井	上福岡	大井
求めている資料を借りる	46.7%	35.8%	6.9%	13.1%
館内の検索機の使い勝手	37.0%	32.0%	14.1%	17.5%
貸出中の資料の予約	34.5%	27.0%	20.1%	21.9%
図書館にない資料のリクエスト	20.4%	26.3%	34.8%	26.3%
本や調べものの相談	28.5%	29.9%	31.0%	28.5%
館内でビデオなどを見る	13.2%	13.1%	47.5%	48.2%
図書館主催事業への参加	9.5%	13.1%	47.6%	42.3%
図書館のホームページの内容	15.7%	8.0%	38.7%	41.6%
インターネット端末の利用	14.8%	8.1%	43.7%	42.6%
職員の対応	61.1%	61.3%	—	—

問3(2)次のようなサービスが実施されたら、利用したいと思われませんか。

ア. 子育て支援サービス

	合 計	上福岡	大 井
利用したい	144	91	53
特に利用はしたくない	75	52	23
わからない	148	110	38
無回答	88	65	23
無効	1	1	0
合 計	456	319	137

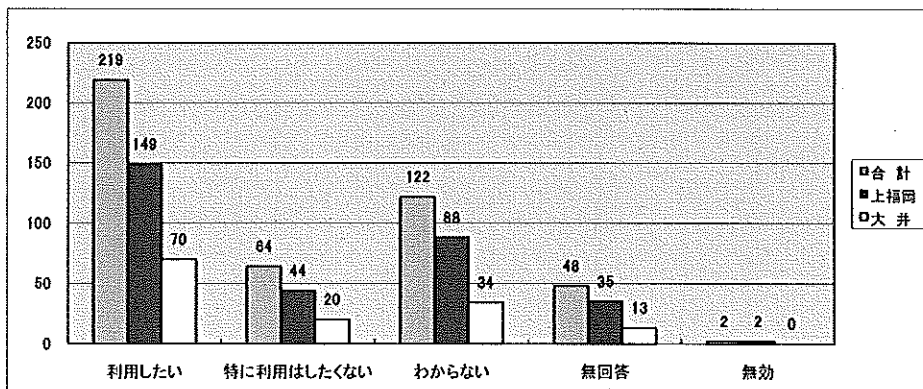
※「利用しないけど有用と思う」との意見が1件、「子どもがいない（または大きい）からわからない」という意見が4件あり。



イ. 医療・健康情報の提供

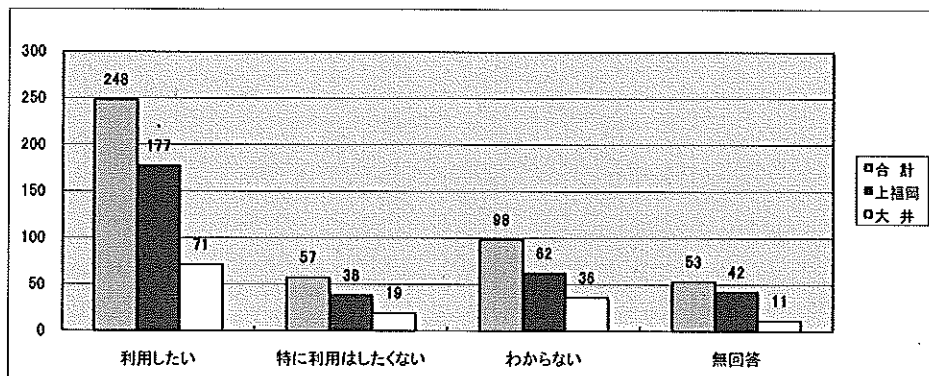
	合 計	上福岡	大 井
利用したい	219	149	70
特に利用はしたくない	64	44	20
わからない	122	88	34
無回答	48	35	13
無効	2	2	0
合 計	455	318	137

※「今は健康なのでわからない」「このサービスは保健所の仕事では？」との意見あり。



ウ、調べものに役立つ有料データベースの無料提供

	合 計	上福岡	大 井
利用したい	248	177	71
特に利用はしたくない	57	38	19
わからない	98	62	36
無回答	53	42	11
合 計	456	319	137



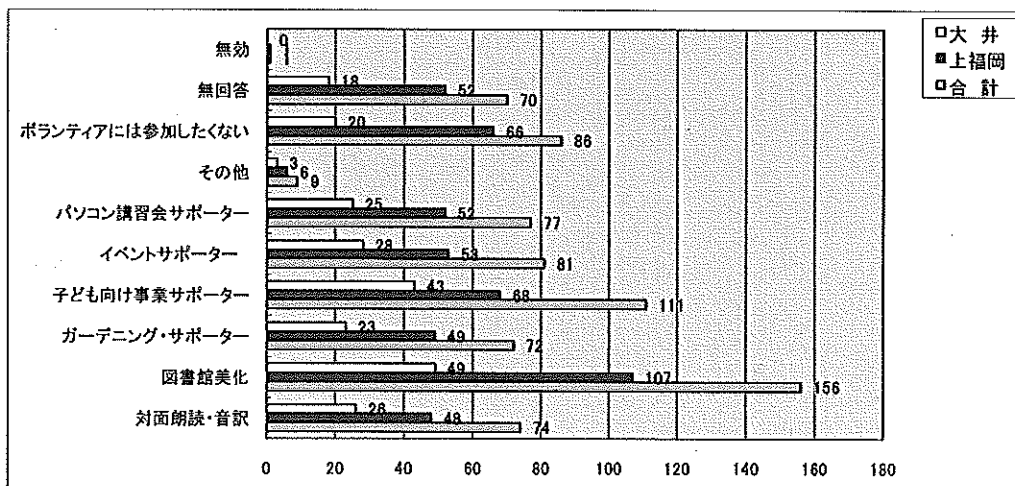
問3(3)図書館でボランティアに参加するとしたら、どんなものに興味がありますか。
(3つまで○)

	合 計	上福岡	大 井
対面朗読・音訳	74	48	26
図書館美化	156	107	49
ガーデニング・サポーター	72	49	23
子ども向け事業サポーター	111	68	43
イベントサポーター	81	53	28
パソコン講習会サポーター	77	52	25
その他	9	6	3
ボランティアには参加したくない	86	66	20
無回答	70	52	18
無効	1	1	0
合 計	737	502	235

※「その他」の内容

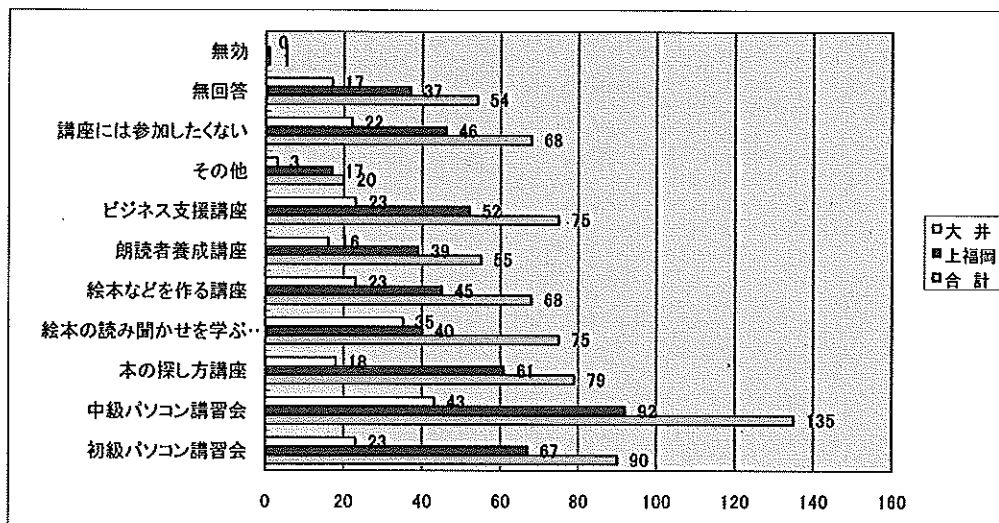
外人向けイベント／返却本の消毒と配架／視覚障害者の送迎

このほかに、「時間的に難しい」「体力的に無理」という意見がそれぞれ2件あり。



問3(4)図書館で講座に参加するとしたら、どんなものに参加してみたいですか。
(3つまで〇)

	合 計	上福岡	大 井
初級パソコン講習会	90	67	23
中級パソコン講習会	135	92	43
本の探し方講座	79	61	18
絵本の読み聞かせを学ぶ講座	75	40	35
絵本などを作る講座	68	45	23
朗読者養成講座	55	39	16
ビジネス支援講座	75	52	23
その他	20	17	3
講座には参加したくない	68	46	22
無回答	54	37	17
無効	1	1	0
合 計	720	497	223

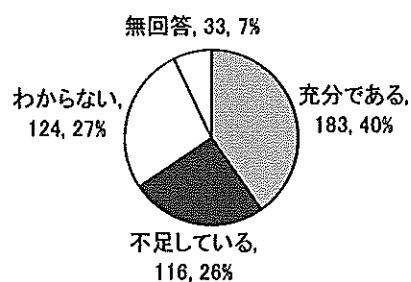


※「興味のある講座」についてのその他の意見

情報の検索方法の紹介、本の探し方講座の応用、趣味、園芸、英語中心の語学講座、
児童・大人向けの工作、『源氏物語』講座、図書に関連した企画、創作詩、
海外旅行に関すること、作家などの講演会（同様意見2件）、編み物、上級の株式講座、
話し方教室、ユーモアを身につける講座

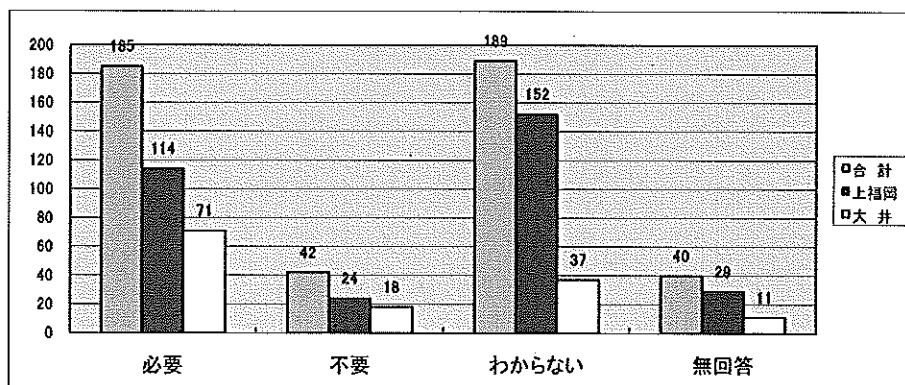
問4(1)図書の検索用端末の台数はいかがですか。

	合 計	上福岡	大 井
充分である	183	117	66
不足している	116	87	29
わからない	124	92	32
無回答	33	23	10
合 計	456	319	137



問4(2)利用者が自由にインターネットを利用できるパソコンが上福岡図書館に2台、西公民館図書室に1台ありますが、大井図書館にも必要ですか？

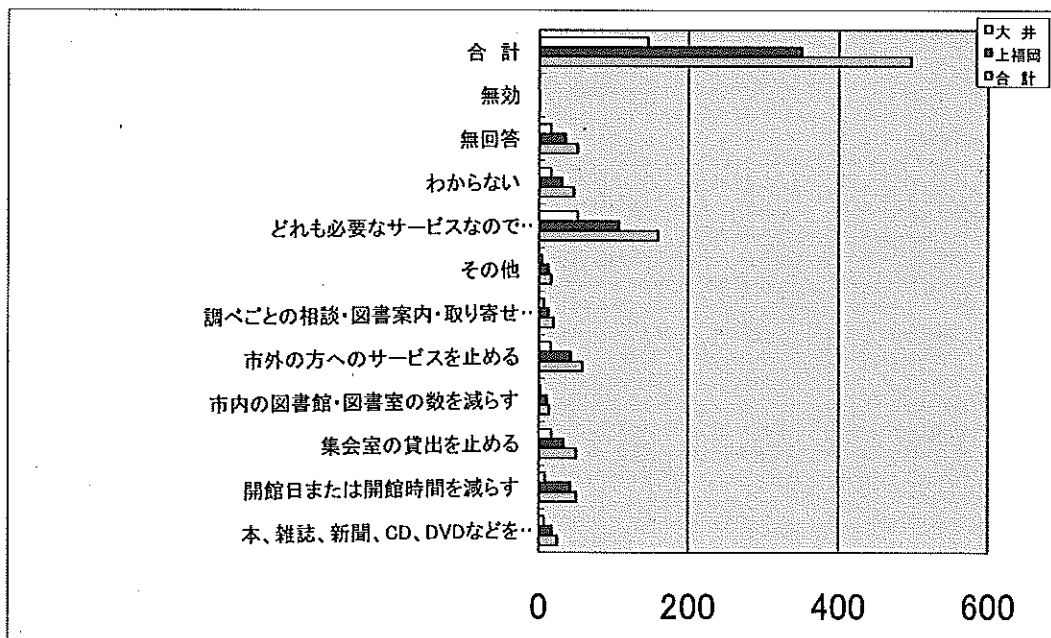
	合 計	上福岡	大 井
必要	185	114	71
不要	42	24	18
わからない	189	152	37
無回答	40	29	11
合 計	456	319	137



問5(1)もしコスト削減のため、サービスを縮小せざるを得ないとしたら、何を選択するべきだと思いますか。

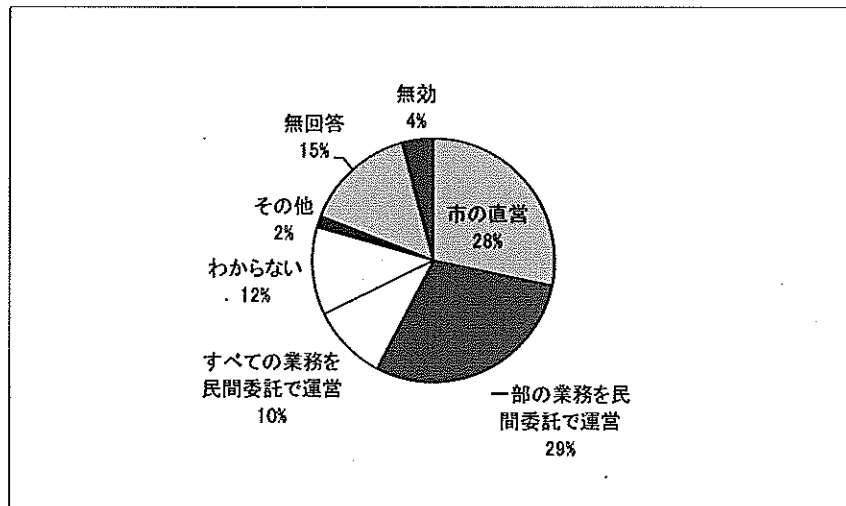
(ひとつだけ○)

	合 計	上福岡	大 井
本、雑誌、新聞、CD、DVDなどを 買う費用を減らす	25	18	7
開館日または開館時間を減らす	51	43	8
集会室の貸出を止める	51	34	17
市内の図書館・図書室の数を減らす	14	11	3
市外の方へのサービスを止める	59	43	16
調べごとの相談・図書案内・取り寄せ サービスなどの質を下げる	20	13	7
その他	17	13	4
どれも必要なサービスなので 選択できない	160	108	52
わからない	47	31	16
無回答	52	36	16
無効	1	1	0
合 計	497	351	146



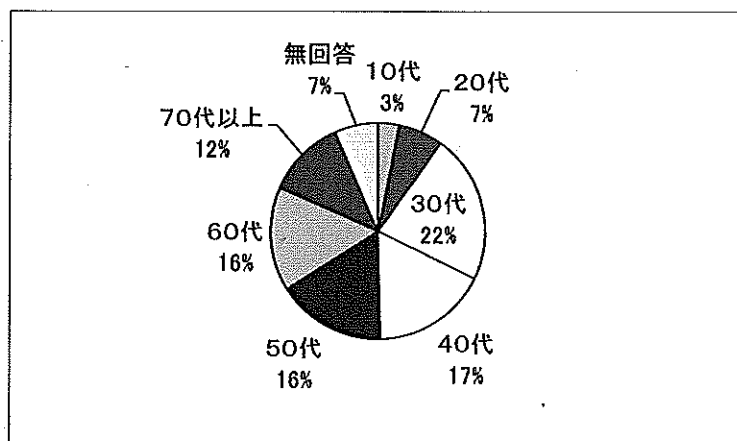
問5(2)今後、ふじみ野市立図書館をどのように運営していくべきだと思いますか。

	合 計	上福岡	大 井
市の直営	129	90	39
一部の業務を民間委託で運営	134	94	40
すべての業務を民間委託で運営	46	36	10
わからない	53	36	17
その他	7	5	2
無回答	68	44	24
無効	19	14	5
合 計	456	319	137



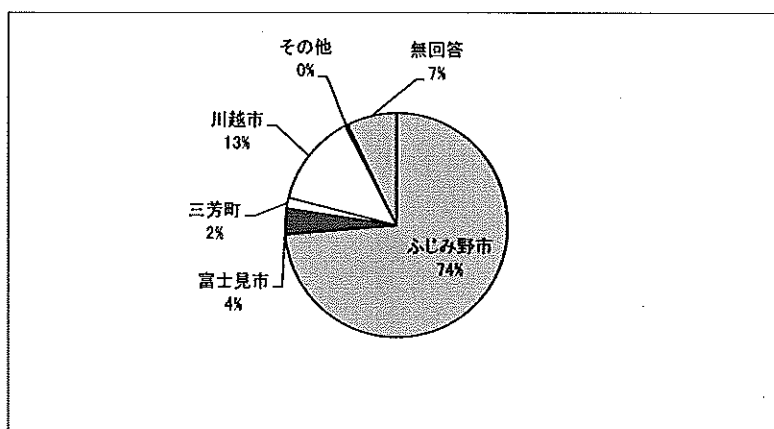
問6(1)年齢を教えてください。

	合 計	上福岡	大 井
10代	14	4	10
20代	31	22	9
30代	102	70	32
40代	79	58	21
50代	75	54	21
60代	71	45	26
70代以上	54	42	12
無回答	30	24	6
合 計	456	319	137



問6(2)お住まいを教えてください。

	合 計	上福岡	大 井
ふじみ野市	336	221	115
富士見市	17	10	7
三芳町	7	4	3
川越市	61	58	3
その他	2	1	1
無回答	33	25	8
合 計	456	319	137

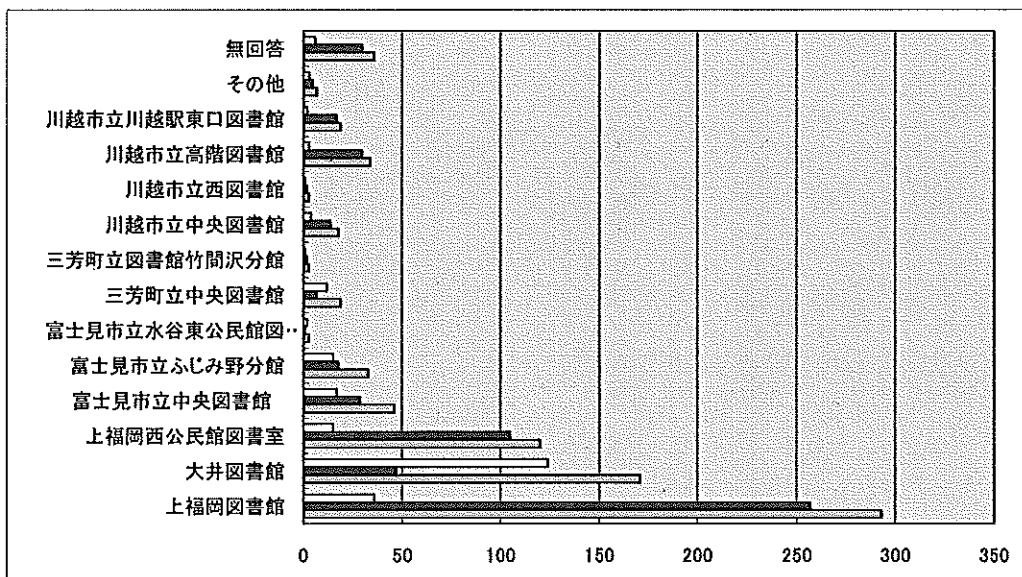


問6(3)ア普段、利用している図書館はどこですか。
(あてはまるものすべてに○)

	合 計	上福岡	大 井
上福岡図書館	293	257	36
大井図書館	171	47	124
上福岡西公民館図書室	120	105	15
富士見市立中央図書館	46	29	17
富士見市立ふじみ野分館	33	18	15
富士見市立水谷東公民館図書室	3	1	2
三芳町立中央図書館	19	7	12
三芳町立図書館竹間沢分館	3	2	1
川越市立中央図書館	18	14	4
川越市立西図書館	3	2	1
川越市立高階図書館	34	30	3
川越市立川越駅東口図書館	19	17	2
その他	7	5	3
無回答	36	30	6
合 計	805	564	241

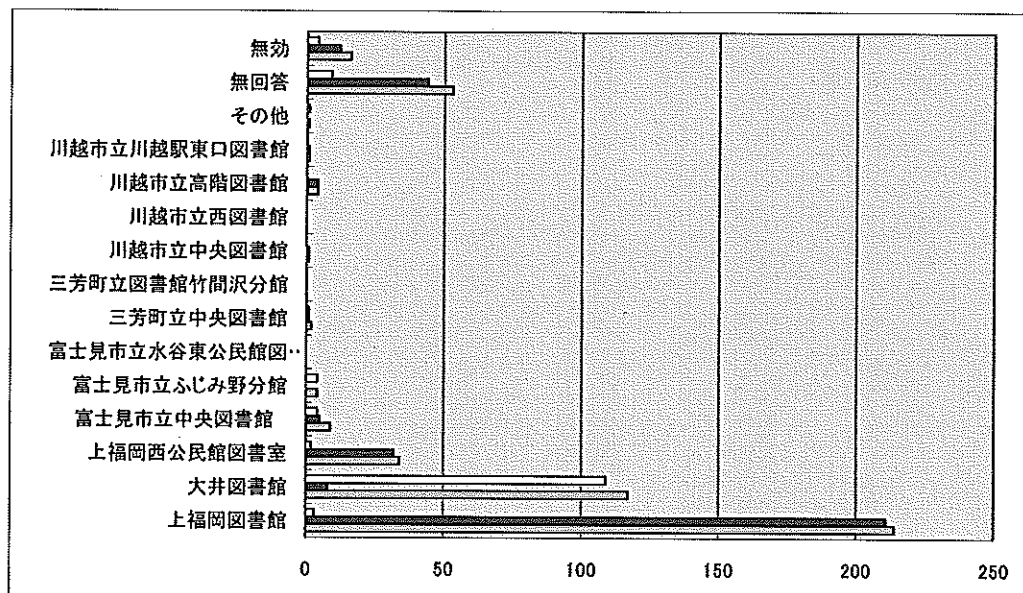
※「その他」の内容

豊島区立中央／東池袋図書館／東京都中央区図書館／都立広尾図書館／浦和、さいたま文学館



問6(3)イ 最も多く行く図書館はどこですか。
(ひとつだけ○)

	合 計	上福岡	大 井
上福岡図書館	214	211	3
大井図書館	117	8	109
上福岡西公民館図書室	34	32	2
富士見市立中央図書館	9	5	4
富士見市立ふじみ野分館	4	0	4
富士見市立水谷東公民館図書室	0	0	0
三芳町立中央図書館	2	1	1
三芳町立図書館竹間沢分館	0	0	0
川越市立中央図書館	1	1	0
川越市立西図書館	0	0	0
川越市立高階図書館	4	4	0
川越市立川越駅東口図書館	1	1	0
その他	1	0	1
無回答	53	44	9
無効	16	12	4
合 計	456	319	137



問6(3)ウ 最も多く行く図書館を選ぶ理由はどれですか。
(3つまで○)

	合 計	上福岡	大 井
資料が充実しているから	110	98	12
新しい資料がたくさんあるから	25	23	2
貸出点数が多いから	63	54	9
貸出期間が長いから	63	55	8
行事が充実しているから	1	1	0
図書館の雰囲気がよいから	104	74	30
家・学校・職場に近いから	297	199	98
駐車場が使いやすいから	49	37	12
サークル活動などで部屋を使うから	6	4	2
その他	18	8	10
無回答	49	37	12
無効	3	1	2
合 計	788	591	197

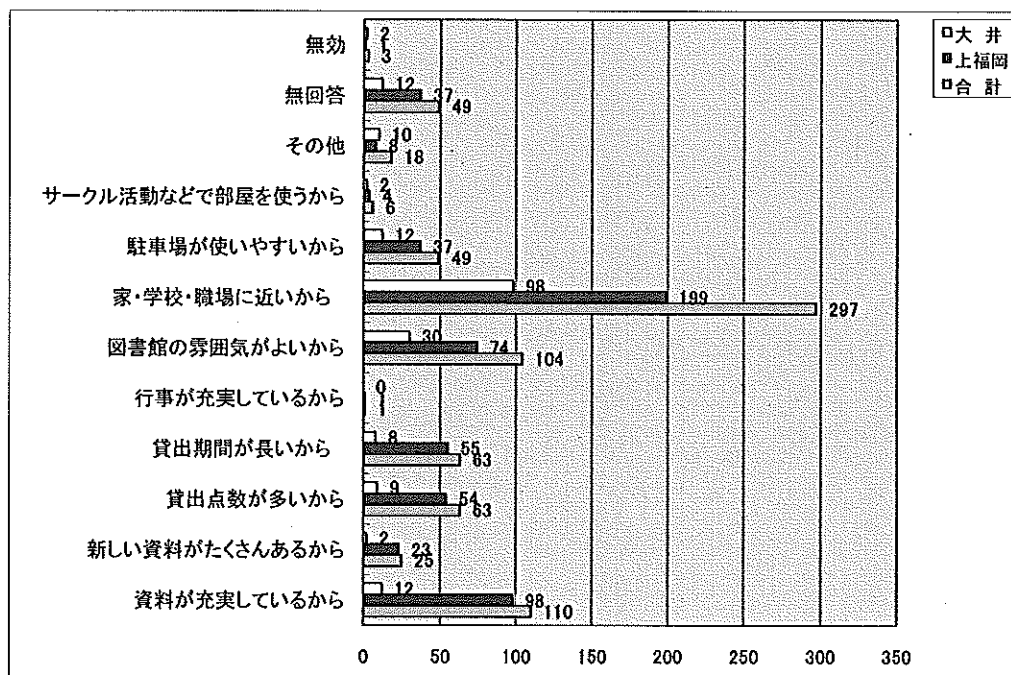
※「その他」の内容

(上福岡図書館) 勉強コーナーがあるので／慣れているから
他よりは資料が充実しているから／自宅から近いから／LDの映画が良い
ネットで予約ができる／インターネット機器の充実(検索・予約など)

(大井図書館) 希望の資料を揃えてくれる／リクエストを早く取り寄せてもらえるから
新しい資料の購入をしていただけるので／読み聞かせボランティアに参加しているから
学習スペースがあるから／地域を育ててきた図書館だから／読みたい本がある

(西公民館図書室) 静かで良く整理されていて職員さんの応接が良い／漫画が多い

(富士見市立中央図書館) 自転車で行けるから／子供用のスペースがある。広い



問7 図書館について、ご意見・要望などございましたら、ご自由にお書きください。

※多数のご意見・ご要望の中からいくつかピックアップし、回答とともに掲載しました。

〔図書館に寄せられたご意見・ご要望と図書館からの回答〕

◆資料に関すること
◇新刊本の充実を希望。（上福岡、大井）
〔回答〕1年間に発行される出版点数は約8万点、現在のふじみ野市の資料購入費は2,146万円です。限られた予算の中で、将来の利用も考えて選定、購入しています。ご希望の図書がない場合、「リクエスト」をしていただければ、購入の検討や、他館から借用してのご提供もしておりますのでご利用ください。 また、新刊本は人気が高く、新着コーナーに本が残っていない場合もあります。館内の検索端末や図書館ホームページで「新着案内」をご覧ください。ぜひご利用ください。貸出中のものは予約もできますので、お気軽にお問い合わせください。 なお、図書館の資料は、選定、発注、装備を経て蔵書となります。書架に並ぶまでには早くても発行から1カ月ほどかかります。
◇出版社こそ違いますが、同じ内容の本が何冊もあり、無駄。（上福岡）
〔回答〕同じような内容の本が何冊かあると、それらを読み比べて、その分野への興味をより深めたり、自分に必要な情報を見つけ出すことに役立ちます。また、初歩的なものから専門的なものまで、様々な要望がありますので、目的に合った利用ができるよう、同じ分野の本を複数揃えるようにしています。
◇5年以上前の旅行誌やガイドブックは全く参考にならないのでいつまでも棚においておくのはおかしい。（上福岡）
〔回答〕ガイドブックについては、発行から5年経過したものは除籍し、リサイクル本としています。除籍作業時に貸し出しされていたものも、回収できしだい、除籍し、リサイクル本として提供していきます。
◇カセットの新刊購入を復活してほしい。カセットが古い。（上福岡、大井）
〔回答〕朗読カセットについては、現在、新しいものがほとんど発行されておられません。時代の要請で現在はCDに変わってきております。朗読CDは随時新しい物を購入しておりますので、ご利用ください。

◇物理化学や生化学、薬理学、有機化学の専門書があればありがたいです。（大井）
〔回答〕理工学系の専門図書の中で、基本図書だと思われるものについては購入を検討しますので、「リクエスト」してください。大学の研究レベルのものについては、今後の利用状況などを考慮したうえで検討します。 また、他図書館や大学図書館の所蔵状況も把握できますので、ご相談ください。 なお、大学生の方は、通学されている大学図書館をご利用ください。その図書館にないものでも、大学間でコピーの複写、資料の貸借をしています。

◆利用マナーについて
◇図書にしるし等をつけないようにもっと強く指導してほしい。（上福岡）
◇本にアンダーラインがひいてあったり切抜きがあったり、借りる方も公共の物、貸してもらっているという謙虚さが欲しい。（上福岡）
◇雑誌架に雑誌が置いていない所がいくつもあり残念だ。そうしなければならないほど、雑誌類の紛失が多いのでしょうか。（上福岡）
〔回答〕図書館資料は市民全体の財産であり、未来の市民・子どもたちに引き継がなければならないものです。ひとりひとりの意識を高めるための活動が必要だと痛感しております。今後、汚損・破損のため除籍せざるを得なくなった資料を集めて図書館での展示を予定しており、マナー向上の啓発に努めて参ります。 また、過去に無断持ち出しされた雑誌については、貸出カウンターで保管していますので、ご理解とご協力をお願いします。
◆予約・リクエストサービスについて
◇資料の予約をしてから「用意できた」というメールが来るまでの時間が以前より長い。前は夜にネットで予約し、メールは翌日の午前中に来ていたが、今は午後か翌々日になることが多い。（上福岡）
〔回答〕上福岡図書館のインターネット予約は、インターネットで予約した日の翌開館日に図書館側で予約受付の処理がされます。翌開館日の受付は、深夜0時までにインターネットで予約していただいた資料に限りますので、深夜0時以降のご予約につきましては、その日の翌開館日となります。（例えば、2月1日の午後11時の予約は2月2日の受付になりますが、2月2日の午前2時の予約は、2月3日の受付になります。） また、予約時に貸出可能の場合でも、通常の書棚に見当たらない場合、市内の他図書館で所蔵している場合などは、ご用意にお時間をいただく場合がございます。特にお急ぎの時はお電話をお願いします。
◇図書等の予約を検索用の端末で出来ないでしょうか。（上福岡）

〔回答〕現在のシステムでは、検索用端末で資料の予約をすることはできませんが、平成22年1月に上福岡図書館と大井図書館のコンピュータシステムを統合しますので、今後の検討課題とさせていただきます。
◇AV もインターネットで予約できるようにしてほしい。（大井）
◇インターネットで気軽に予約できるところはとてもよいが、受け取る場所の変更や予約のキャンセルをインターネットでできるようにしてほしい。（大井）
◇リクエストが届いたら書名をメッセージで流してほしい。（大井）
〔回答〕AV 資料の予約はできるようになっておりますので、わからないところがありましたらご相談いただければと思います。 受け取り場所の変更やキャンセルにつきましては、上福岡図書館と大井図書館のコンピュータシステム統合の際の検討課題とさせていただきます。 また、リクエストの資料がご用意できた際、個人情報保護のため、書名はご本人以外にお伝えしないようにしておりますが、「書名も留守番電話に入れてほしい」など、個別にご相談いただければ対応いたします。

◆検索端末・インターネット接続端末について
◇本の検索方法を充実させてほしい。（上福岡）
〔回答〕上福岡図書館・大井図書館のシステムが統合されていないため、検索方法がわかりづらい所もあるかと思いますが、平成22年1月のシステム統合の際には、様々な項目からお探しいただけるように検討いたします。 また、図書館では「本の探しかた講座」を行っております。図書館の検索機での検索方法やインターネットでの本の探しかたなどをご案内していますので、ぜひご参加ください。講座以外でもカウンター職員に尋ねいただければ、随時ご説明し、一緒にお探しいたします。お気軽にお声かけください。
◆施設・設備に関すること
◇持参した飲食物を自由に食べられるスペースがほしい。曜日や時間の設定があってもよいと思う。（上福岡）
〔回答〕上福岡図書館では、1階の「喫茶ほぼ」の隣に「くつろぎコーナー」を設けており、飲食物の持ち込みも可能です。どうぞご利用ください。
◇入り口のピンボンの音は何のためにあるのか。以前は無くて大変静かだった。実際うるさいよりやかましい。不必要な設備は安易につけてほしくない。（大井）

〔回答〕「誘導チャイム」という視覚障がい者の方のための装置です。図書館は年齢、性別、障がいの有無に関係なくどなたでも利用していただく施設です。図書館では今後も「バリアフリー」を進めていきたいと思います。ご理解ください。 また、設備や運営方針等でご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。
◆運営に関すること
◇年会費、利用料を検討してもいいのでは。（同様意見3件）（上福岡）
◇たとえ貸出が有料になっても利用したいです。（上福岡）
◇1点10円でもよいから有料にして資料を充実してもらいたい。（大井）
◇集会室の利用を有料に。（同様意見4件）（上福岡、大井）
〔回答〕図書館の利用料については、「図書館法」で「入館料等無料の原則（※）」が謳われています。この中には、小さな赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方に利用してもらうという趣旨が盛り込まれています。 集会室利用の有料化や紛失した利用券の再発行については、今後の検討課題とさせていただきますが、ふじみ野市の図書館は、これからも無料で利用できる施設をめざしたいと思っています。 ※図書館法（昭和25年 法律第118号） 第17条「入館料等」
◇喫茶は不用と思う。（上福岡）
〔回答〕「喫茶ぼぼ」は、障がい者の雇用促進という市の方針により、市内の公民館や図書館などに設置されています。運営は、ふじみ野市身体障害者福祉会が行っています。 また、図書館は情報と人、人と人が出会う場所でもありますので、「喫茶ぼぼ」はオープン以来たくさんの方にご好評をいただいています。ご理解とご協力をお願いいたします。
◇以前に上福岡図書館が整理のため半年ほど休館したが長すぎて腹立たしかった。民間ではありえない長期休業である。（上福岡）
〔回答〕平成6年に、上福岡図書館を開館する準備のために休館いたしました。その折は、大変ご不便をおかけし申し訳ありませんでした。 この休館中は、図書等のデータ24万件や図書館利用者の方のデータをすべて電算化することなどの作業に専念しておりました。また、図書等とデータを登録・照合・検収するため、図書を一切動かさない状況で、貸出もできず、休館はやむを得ませんでした。大変ご迷惑をおかけしました。 しかしながら市民のみなさんのご理解、ご協力のおかげで順調にスタートし、今日を迎えています。

◆職員に関すること
◇直感的に職員が多すぎる。サービスレベルは悪くないが費用と効果の面で疑問である。(上福岡)
◇無能な職員をクビにして、外部登用して有能な人間を雇う。(大井)
◇全体にぬるま湯の運営である。一人ひとりの職員はまじめと思う。(上福岡)
◇うるさい人とかに注意してくださっている姿をよく見かけます。ありがとうございます。(上福岡)
◇越して来て1年未満だが、探しにくい分、職員さんが親切で頼っています。(上福岡)
◇もう少しこまめに本の整理等やってほしい(簡単なことは委託してもよいと思う)。専門職員なんて数名いればよい。(上福岡)
◇破れている本やとんでいるCDを指摘してもしらんぷり。資料の破損のチェックができていない。本のカバーも汚いし、いろいろ受付の人にはがっかりさせられる。(上福岡)
◇接客態度の良い人と悪い人とバラツキがある。(上福岡、大井)
◇スタッフ同士の情報交換をしっかりしたほうがいいと思う。クレーム対応等。(大井)
◇職員の話し声が大きくびっくりしたことがある。(大井)
◇図書館の資料に精通した職員がいることが有難いが、コスト面を考えると心苦しい。(上福岡)
◇「すべて民間委託にすると将来にわたってサービス水準を維持できない恐れがある」というのはおごりではないか。スタッフの対応は悪いと思う。(上福岡)
◇経験豊富な専門職員が今でもいるようには思えない。(大井)
◇職員の方が品質が本当に高いのか？(大井)
〔回答〕図書館職員に対し、暖かいお言葉や、率直なご意見をいただきありがとうございます。職員の対応やサービスについてお気づきの点がありましたら、その場でご指摘いただければ幸いです。ご指摘の点について説明させていただければ、ご理解いただけることもあると思います。 市民のみなさんにご納得いただけるような質の高いサービスをご提供できるよう、職員一同努力してまいります。図書館サービスを充実させるために、みなさんの声をお聞かせいただきたいと思いますので、今後とも、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

ふじみ野市立図書館サービス計画策定の経緯

図書館職員 6 名によるプロジェクトチームを立ち上げ、検討会議を延べ 10 回開催し、館長とともに内容の検討を重ねました。また、市民の声を計画に反映させるため、図書館の利用に関するアンケートを実施しました。

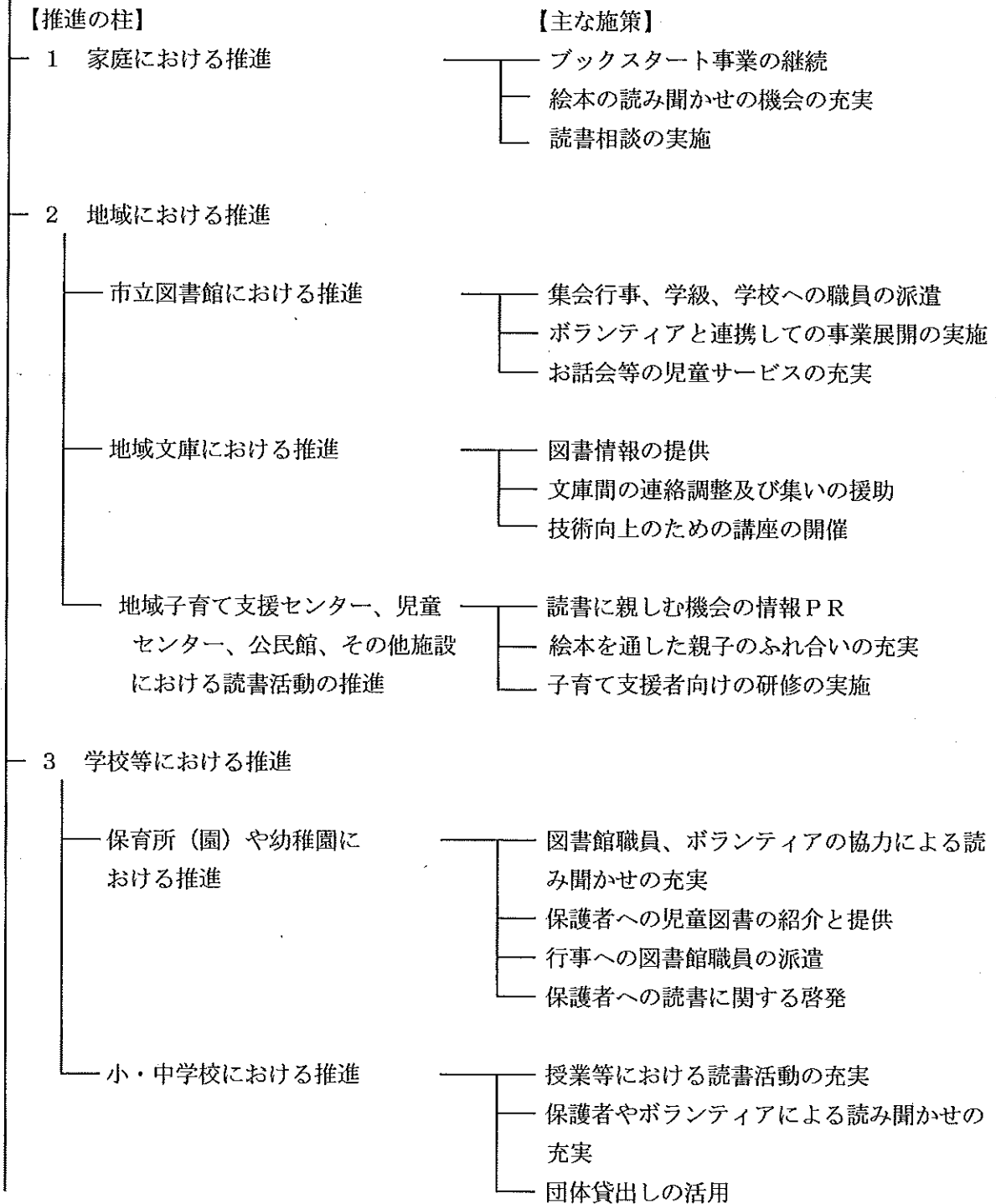
平成 20 年 5 月 26 日	第 1 回プロジェクト会議 ①サービス計画プロジェクト立ち上げと役割分担について
7 月 7 日	第 2 回プロジェクト会議 ①サービス計画の意義の確認と今後のスケジュールの検討 ②他図書館のサービス計画の分析 ③図書館アンケート実施の検討
8 月 4 日	第 3 回プロジェクト会議 ①図書館アンケート内容の検討 ②統計分析 ③同規模図書館のサービス・統計の分析と比較
9 月 1 日	第 4 回プロジェクト会議 ①統計分析 ②運営・サービスについての現状分析
9 月 6 日～10 日	ふじみ野市立図書館の利用に関するアンケート調査実施
10 月 20 日	第 5 回プロジェクト会議 ①アンケート集計結果まとめ ②統計分析 ③図書館の使命の検討
12 月 1 日	第 6 回プロジェクト会議 ①統計分析 ②今後のサービス内容の検討 ③アンケート集計結果の分析・検討
平成 21 年 2 月 2 日	第 7 回プロジェクト会議 ①同規模図書館のサービス・統計の分析と比較 ②図書館の使命の再検討 ③アンケートに寄せられた意見の分析・検討
3 月 9 日	第 8 回プロジェクト会議 ①アンケートに寄せられた意見に対する回答の検討 ②サービス計画におけるビジョンの検討

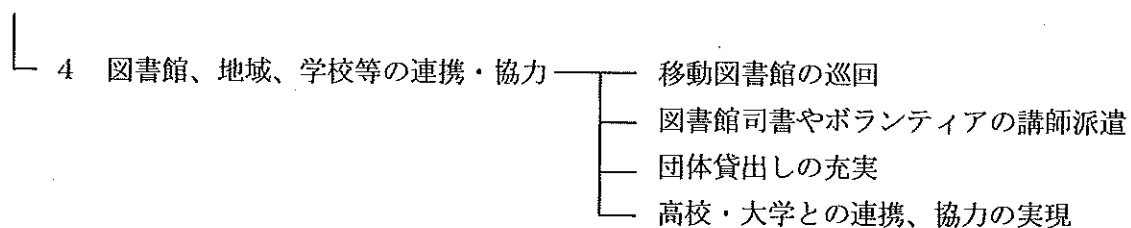
4 月 13 日	第 9 回プロジェクト会議 ①利用者統計の分析 ②近似値図書館の分析 ③サービス計画におけるプランの検討
5 月 11 日	第 10 回プロジェクト会議 ①サービス計画におけるミッションの検討 ②サービス計画策定経緯のまとめ
6 月 19 日	図書館協議会へ諮問
10 月～	奉仕係全職員による各担当ごとの具体的プランの検討
平成 22 年 3 月 29 日	図書館協議会より答申

ふじみ野市子ども読書活動推進計画施策体系

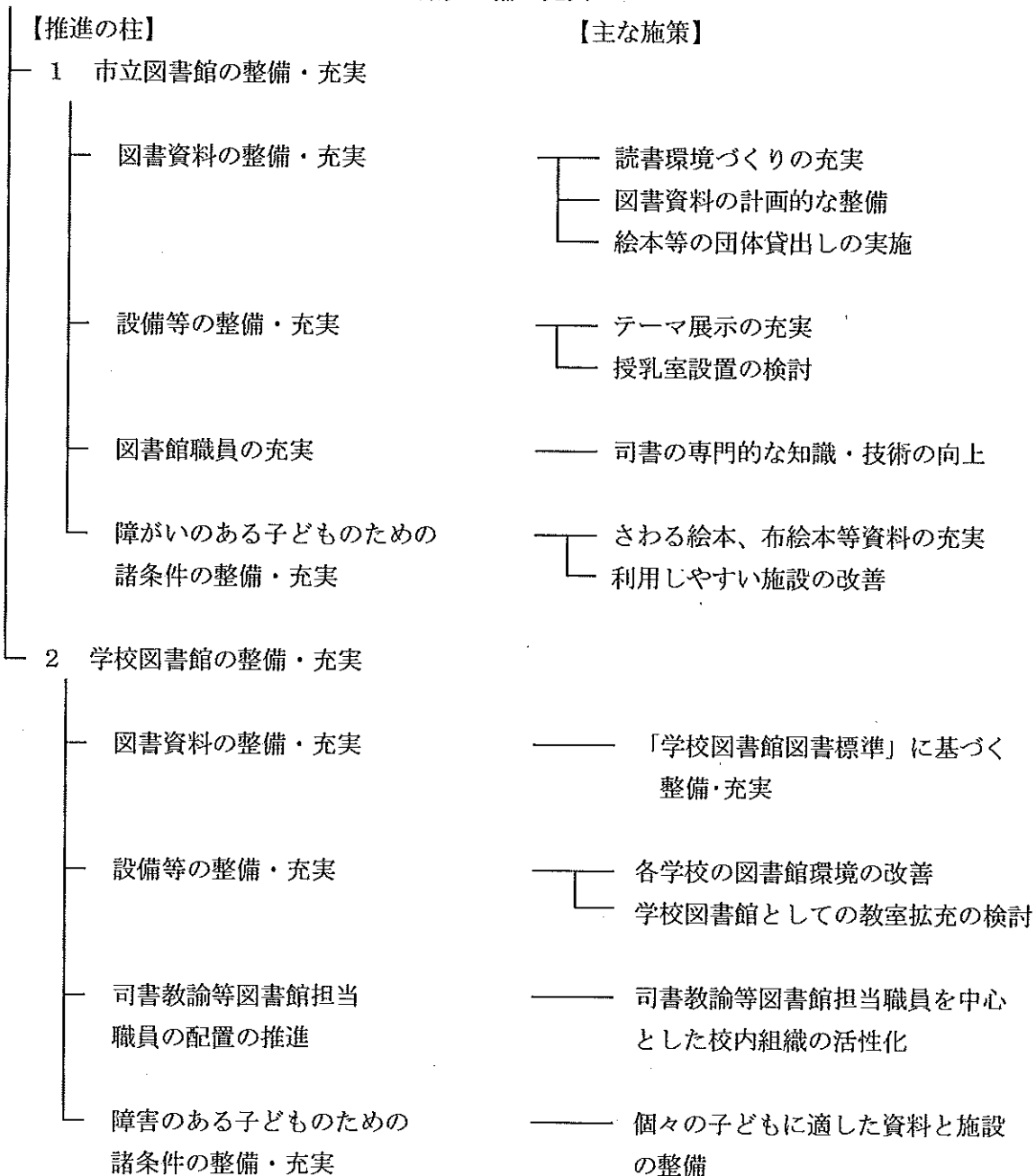
【基本の方針】

I 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実





II 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実



Ⅲ 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

【推進の柱】

- 1 「子ども読書の日」を中心とした
啓発・広報
- 2 優良な図書の普及

【主な施策】

- 市立図書館や学校での「子どもの
読書の日」等を中心とした取り組
みの推進
- 市広報での啓発
- 地域、学校等への推薦図書リストの
配布や新着本の紹介

Ⅳ 子どもが読書に親しむための支援体制の整備

【主な施策】

- (仮称) ふじみ野市子ども読書活動推進会議の設立

ふじみ野市総合振興計画前期基本計画(概要)

(平成20年3月)

大綱Ⅰ スリムで効率的な協働のまちづくり (行財政運営の分野)

- 1 開かれた行政運営の推進
 - (1) 協働によるまちづくりの推進
 - ①協働の仕組みづくり
 - ②情報の共有化と保護
- 2 行財政改革の推進
 - (1) 新たな手法を取り入れた行財政運営
 - ①計画的な行財政運営
 - ②成果重視の行財政運営
 - ③人材育成の推進
 - ④サービスの活用
 - ⑤民間活用の推進
 - (2) 財政運営基盤の強化
 - ①規律ある財政運営
 - ②財源の確保と収納率の向上
 - (3) 効率的な公共施設整備の推進
 - ①施設の計画的な配置
 - ②施設の適正な管理
- 3 広域行政の推進
 - (1) 広域行政の推進
 - ①関係自治体間の連携強化
 - ②広域事業の推進

大綱Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり (保健・福祉・医療の分野)

- 1 健康づくりの推進と医療の充実
 - (1) 健康づくりの推進
 - ①健康増進の促進
 - ②啓発活動の推進
 - ③食育の推進
 - (2) 保健対策の推進
 - ①母子保健対策の充実
 - ②成人保健対策の充実
 - ③感染症対策の充実

- (3) 医療体制の整備
 - ①地域医療体制の整備・充実
 - ②救急医療体制の充実
- 2 児童福祉の充実
 - (1) 少子化対策・子育て支援の推進
 - ①子育て支援体制の充実
 - ②相談活動の充実
 - ③親・家庭への支援
 - (2) 子どもの健やかな成長支援
 - ①豊かな子どもの世界の構築
 - ②子どもの居場所づくり
 - ③地域の支援体制の充実
 - (3) 多様な乳幼児・児童保育ニーズへの対応
 - ①保育サービスの充実
 - ②放課後児童クラブの充実
- 3 高齢福祉の充実
 - (1) 健康と生きがいづくりの支援
 - ①健康の保持・増進
 - ②生きがい対策の充実
 - ③居住環境の整備・充実
 - (2) 地域ケア体制の整備・充実
 - ①介護サービスの充実
 - ②地域によるケア体制の整備・充実
- 4 障害福祉の充実
 - (1) 社会参加と自立への支援
 - ①社会参加と自立への支援
 - ②生活支援の充実
 - ③障害のある児童の育成支援
 - (2) 施設の整備と機能の充実
 - ①施設サービスの充実
- 5 地域福祉の推進
 - (1) 地域福祉推進体制の整備
 - ①地域福祉推進体制の整備
 - ②地域福祉活動の充実
 - ③だれもが安心して生活できる地域づくり
 - (2) 保健・福祉・医療の連携
 - ①関係機関との連携強化

②行政内部の横断的な連携

6 社会保障の充実

(1) 医療保険制度の充実

①国民健康保険制度の健全な運営

②福祉医療サービスの充実

(2) 介護保険制度の充実

①介護保険制度の健全な運営

②介護保険サービス基盤の強化

(3) 公的年金制度の充実

①国民年金制度の啓発

(4) 低所得者福祉の充実

①低所得者への自立支援

②地域援護体制の充実

大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり（教育・文化・スポーツの分野）

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習環境の整備・充実

①生涯学習の仕組みづくり

②施設の整備と機能の充実

(2) 生涯にわたる学習活動の支援

①多様な学習機会の創設

②社会変化に応じた学習機会の提供

(3) 学校教育と社会教育の連携強化

①地域の教育力の向上

②学校教育と社会教育の連携強化

③学校施設と教育機能の開放

2 学校教育の充実

(1) 健やかな心と体を育む教育の推進

①児童・生徒の健全育成

②社会の変化に対応できる教育の推進

③教職員の資質向上

④特別支援教育の充実

(2) 地域に開かれた特色ある学校づくり

①地域との連携

②開かれた学校づくり

(3) 教育環境の整備・充実

①学校教育関連施設の整備・充実

- ②学校規模の適正化
- 3 社会教育の充実
 - (1) 自主的な社会教育活動の支援
 - ①市民の学習機会の充実
 - ②市民主体による社会教育の推進
 - ③自主的な活動への支援
 - ④家庭教育の支援
 - (2) 社会教育環境の整備・充実
 - ①社会教育施設の整備と機能の充実
 - ②社会教育施設の適正配置
 - (3) 青少年が自ら育つ環境づくり
 - ①青少年が自ら育つ環境づくり
 - ②地域活動・社会参加の促進
 - ③青少年活動の支援
 - (4) 人権教育の推進
 - ①人権教育の推進
- 4 市民文化の振興と文化財の保存・活用
 - (1) 芸術文化の振興
 - ①芸術文化活動の支援
 - ②鑑賞機会の充実
 - ③市民文化の創造
 - ④活動拠点の充実
 - (2) 文化財の保存・活用
 - ①文化財の保存
 - ②文化財の活用
 - ③施設の整備・充実
- 5 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
 - (1) 市民主体のスポーツライフの推進
 - ①地域スポーツの推進
 - ②団体、指導者の育成・支援
 - (2) 活動しやすい環境の整備
 - ①施設の整備・充実
 - ②多様な機会の提供

大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり（地域社会・市民生活の分野）

1 ふれあいの地域形成

- (1) 地域コミュニティ活動の推進
 - ①コミュニティ意識の啓発・促進
 - ②コミュニティ活動の促進
 - ③コミュニティ施設の整備・充実
- (2) 平和で思いやりのある地域社会づくり
 - ①人権施策の推進
 - ②平和意識の高揚
 - ③市民相談の充実
- (3) 男女共同参画社会の実現
 - ①男女共同参画への意識づくり
 - ②推進体制の強化
 - ③あらゆる分野への男女共同参画の促進
- (4) 多文化共生と国際交流・協力の推進
 - ①外国籍市民が暮らしやすい環境づくり
 - ②国際交流・協力の推進
- 2 安心して暮らせるまちづくりの推進
 - (1) 危機管理体制の整備・充実
 - ①国民保護計画の推進
 - ②危機管理体制の整備・充実
 - (2) 災害に強いまちづくりの推進
 - ①地域防災の推進
 - ②防災対策の強化
 - ③防災意識の高揚
 - (3) 消防・救急体制の整備
 - ①消防力の強化
 - ②火災予防対策の推進
 - ③救急体制の充実
 - ④施設の整備・充実
 - (4) 防犯対策の推進
 - ①防犯推進体制の整備
 - ②防犯意識の高揚
 - (5) 交通安全対策の推進
 - ①交通安全意識の啓発
 - ②交通安全施設の整備
 - ③放置自転車対策
 - (6) 消費生活対策の推進
 - ①消費者の意識啓発

- ②相談体制の充実
- ③消費生活センターの機能充実
- (7) 火葬場・斎場の整備・充実
 - ①火葬場・斎場の運営・管理の充実

大綱Ⅴ 環境と共生する活力あふれるまちづくり（環境・産業の分野）

- 1 地域経済の活性化
 - (1) 産業の育成
 - ①新しい産業の育成・支援
 - ②起業・創業の支援
 - ③ふじみ野ブランドの推奨
 - (2) 労働環境の改善と就労の促進
 - ①就労の促進
 - ②労働相談の充実
 - ③福利厚生の実施
 - (3) 農業の振興
 - ①農業基盤の整備
 - ②地域との交流と流通の多様化の推進
 - (4) 商工業の振興
 - ①商工業の活性化
 - ②事業所・企業などへの支援
 - ③地域との交流促進
 - (5) 観光事業の推進
 - ①観光事業の企画・推進
- 2 総合的な環境行政の推進
 - (1) 環境施策推進体制の整備
 - ①環境マネジメントシステムの推進
 - ②環境基本計画の推進
 - ③一般廃棄物処理基本計画の推進
 - ④パートナーシップの形成
 - ⑤総合的な環境学習の推進
 - ⑥人材育成の推進
 - (2) 地球温暖化対策の推進
 - ①地球温暖化対策実行計画の推進
 - ②省エネルギーの推進
 - ③新エネルギーの導入促進
- 3 循環型社会の推進

(1) 3Rの推進

- ①ごみの発生抑制・再使用の推進
- ②分別収集の普及・啓発
- ③資源の再利用の推進

(2) 廃棄物の適正処理

- ①一般廃棄物の適正処理
- ②し尿の適正処理

4 環境保全対策の推進

(1) 自然環境の保全

- ①緑の保全と活用
- ②水辺環境の保全と活用
- ③啓発活動の推進

(2) 生活環境の保全

- ①快適な生活環境の実現
- ②公害防止対策の推進

大綱Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の分野）

1 快適で魅力ある都市空間の整備

(1) 適正な土地利用の推進

- ①計画的なまちづくりの推進
- ②新たな土地利用の促進

(2) 都市拠点の整備

- ①駅周辺の整備
- ②市街地の整備

(3) 景観に配慮したまちづくり

- ①景観形成の推進
- ②屋外広告物の適正化

2 生活基盤の整備

(1) 水道水の安定供給

- ①施設・設備の改修及び更新
- ②災害に強い施設整備
- ③効率的な事業の推進

(2) 下水道の整備

- ①効率的な公共下水道事業の推進
- ②公共下水道の維持・管理
- ③生活排水施設の整備

(3) 治水・浸水対策の推進

- ①浸水対策
- ②河川整備
- (4) 公園・緑地の整備
 - ①緑の基本計画の推進
 - ②公園・緑地の維持・管理
- (5) 住環境の整備
 - ①良好な住環境の整備
 - ②生活道路の整備
- 3 交通網の整備・充実
 - (1) 道路交通体系の整備
 - ①広域幹線道路の整備
 - ②幹線道路の整備
 - ③渋滞の解消
 - (2) 公共交通機関の充実
 - ①鉄道輸送の利便性の向上
 - ②バス輸送の充実

図書館法(抜粋)

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正年月日:平成二〇年六月一日法律第五九号

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 公立図書館 (第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館 (第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条

この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら

れた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条

図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条

次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指

定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条

司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条

文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二

文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四

図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市

(特別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条

政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条

公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条

削除

第十二条

削除

(職員)

第十三条

公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条

公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条

図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条

図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条

公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条

削除

第十九条

削除

(図書館の補助)

第二十条

国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条

削除

第二十二条

削除

第二十三条

国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条

削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条

都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条

国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条

国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条

私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条

図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

図書館の自由に関する宣言

1 9 5 4 採 択

1 9 7 9 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不斷の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあけて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴

を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である

(1979. 5. 30 総会決議)

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抜粋)

文部科学省告示第百三十二号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十八条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成十三年七月十八日から施行する。

平成十三年七月十八日

文部科学大臣 遠山 敦子

一 総則

(一) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十八条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第三条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(二) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(四) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(五) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(六) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化

の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

二 市町村立図書館

（一） 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

（二） 資料の収集、提供等

① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(三) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(四) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(七) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(八) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置く

ものとする。

- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(九) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(十) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(十一) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

三 都道府県立図書館

(以下省略)

これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－

（「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書）

平成 18 年 4 月 5 日 文部科学省

（報告書概要・抜粋）

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 13 年文部科学省告示第 132 号）施行後の社会や制度の変化、新たな課題等に対応して、これからの図書館運営に必要な新たな視点や方策等について提言を行う。

図書館の設置者である地方公共団体においては、今後も引き続き、同基準に基づき図書館の整備及びサービスの充実に努めるとともに、あわせて本提言をこれからの図書館の改革の指針として活用し、図書館の発展に努めていただきたい。

第 1 章 よびかけ

図書館の改革を進めるため、地方公共団体、図書館職員、地域住民、各種団体や機関等へ協力をよびかけている。

1. 地方公共団体のすべての機関の方々へ

- 図書館の設置者として
 - ・ 図書館が、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政の一層の充実・推進を図る
- 利用者及び連携・協力先として
 - ・ 図書館のレファレンスサービスの活用
 - ・ 講座・相談会等の事業を図書館と連携して開催

2. 図書館で働く方々へ

- 図書館が、地域や住民の課題解決を支援する役割を担う施設であることを認識
- 図書館サービスの点検、評価の実施
- 図書館が本来持っている資源や能力、付加的な資源の状況を明確化
- 地域の社会教育施設や社会教育関係団体、学校、行政部局、議会、公的機関、住民団体、NPO 等の様々な機関と連携・協力
- 業務に優先順位をつけるとともに、業務の範囲を明確化

3. 地域住民の方々へ

- 図書館は、資料や情報の探し方を案内し、調べものを支援し、地域の課題解決に必要な情報を提供するであることを認識
- 図書館が地域に役立つ施設となるよう、図書館や地方公共団体の行政部局に対して積極的に働きかけ
- ボランティア活動等を通じた、図書館の運営への積極的な参画

4. 各種団体や機関の方々へ

- 学校
 - ・ 図書館と学校の一層の連携・協力の推進
- 商工団体や医療・福祉団体等の公的機関
 - ・ 講座や相談会等の事業を図書館と共催し、図書館で開催することにより、事業の効果を一層高めることが期待できる

第2章 提案 これからの図書館の在り方

1. 公立図書館をめぐる状況

2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点

(1) 図書館活動の意義の理解の促進

- 図書館は、出版物やインターネット上の情報など様々な資料や情報を分類・整理・保管し、案内・提供するとともに、あらゆる情報を一箇所で提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある
- 図書館サービスの内容や、図書館の存在意義について広く理解を得られるよう、図書館サービスと活動の内容を見直し、そのことを周知することが必要

【具体策の例】

- ・ 地域社会の現状・課題を把握し、図書館がどのように役に立つのかを明確化
- ・ サービスや運営を改革し、地域の人々に図書館の利用を働きかけ
- ・ 図書館を利用していない住民に対しても積極的に働きかけ
- ・ 図書館の利用が困難な人々を対象としたサービスの実施
- ・ 時々の行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、地方公共団体の行政部局に対して図書館側から積極的に提案
- ・ 「行政にも役立つ図書館」としてアピールし、図書館政策が自治体行

政の基本的な政策体系に位置づけられるよう努力

(2) レファレンスサービスの充実と利用促進

- レファレンス専用カウンターや窓口の設置、職員の確保
- 電話、FAX、電子メール等でのレファレンス質問の受付

(3) 課題解決支援機能の充実

- 地域の課題解決に向けた取組や住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供

【課題解決支援の例】

行政支援、学校教育支援、ビジネス支援、子育て支援 など

(4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備

- 印刷媒体と電子媒体を組み合わせ利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指すことが緊急の課題
- 業務をオンライン化し、インターネット端末を設置し、データベースを含むインターネット上の情報を活用するとともに、ホームページを開設し、計画的・段階的に充実することにより、多様な情報源への入口としての「地域のポータルサイト」を目指すことが必要

【コンテンツの例】

利用案内やお知らせ、所蔵目録、リンク集、文献探索・調査案内、レファレンス回答データベース、地域資料索引、関係団体・機関リストなど

- インターネット上のデータベースや各種ソフトウェア、電子図書の提供等、ITを活用したサービスを充実

(5) 多様な資料の提供

- 図書だけでなく、雑誌記事、新聞記事、地域資料、地域の機関や団体が発行しているパンフレットやちらし等を提供することも、地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要

(6) 児童・青少年サービスの充実

- 学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービス等を充実

【具体策の例】

- ・ ヤングアダルトサービスの普及
- ・ 図書館で本に関する案内や助言
- ・ 読書会の開催など、本をめぐる意見交換の場を提供
- ・ 子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携

(7) 他の図書館やその他関係機関との連携・協力

① 図書館間の連携・協力

- 横断検索システムと資料搬送サービスを組み合わせ、市町村立図書館等への支援や相互貸借を通じた全域サービスを展開
- 大学図書館等と公立図書館が相互にサービスを利用できる仕組みの整備
- 国立情報学研究所の NACSIS-CAT や NACSIS-ILL、国立国会図書館の総合目録ネットワークやレファレンス協同サービス事業の活用

② 行政部局、各種団体・機関との連携・協力

- 行政部局への支援として、行政事務や政策立案に必要な資料を積極的に収集し、レファレンス質問に回答し、求められた資料を検索して提供する【具体策の例】

- ・ 地域や地方自治に関する新聞記事の目録、関係雑誌の目次をまとめた冊子、図書リストを提供。
- ・ 地方公共団体の庁舎内に図書室を設置し、専門書や雑誌、有料データベース等を一元化して整備。行政部局が必要な必要な情報は、司書が資料の中から検索・提供

- 行政部局や各種団体・機関と連携して講座や相談会等を開催

(8) 学校との連携・協力

- 一定量の図書の長期的な貸し出し、レファレンスサービス、お話会や読み聞かせの実施や調べ学習の支援
- 司書教諭等の研修への支援や情報提供

(9) 著作権制度の理解と配慮

- 職員に対して著作権に関する研修を受ける機会を確保することが必要
- 著作物の円滑な流通を図るため、引き続き図書館と権利者、著作者等の間で協議の場を設け、検討していく必要がある

3. これからの図書館経営に必要な視点

(1) 図書館の持つ資源の見直しと再配分

- 閲覧サービス、貸出サービス、リクエストサービス等を続けつつ、それと同時に、これまで不十分であったレファレンスサービス、課題解決・調査研究の援助、時事情報の提供、専門的資料の提供、勤労者へのサービス等を充実させるべき
- このため、図書館の経営方針や、資源配分の優先順位と比率の見直しが必要

(2) 図書館長の役割

- 図書館を社会環境の変化に合わせて改革するためには、図書館の改革をリードし、図書館経営の中心を担う図書館長の役割が重要
- 教育委員会は、図書館長が実質的に業務を行える勤務体制と権限を確保するとともに、研修を受けられるよう配慮する必要がある

(3) 利用者の視点に立った経営方針の策定

- 開館時間の延長や来館が困難な人への対応、利用条件の緩和、利用者の声を運営に反映させる仕組みづくりなど、利用者の視点に立った経営方針の策定や、サービス内容の見直しが必要
- 障害者サービス、高齢者サービス、多文化サービスへの取組を引き続き強化

(4) 効率的な運営方法

- 職員の適正な配置や、機械化による省力化等が必要

(5) 図書館サービスの評価

- 図書館サービスの必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、住民に公表することが求められている
- 貸出冊数を中心とした評価の在り方を見直し、多様なサービスに対応した評価の在り方を考えることが必要
- 評価結果を踏まえて業務の改善方針や計画を作成し、定期的に見直すことが必要

(6) 継続的な予算の獲得

- 図書館への投資によってどのように社会がより良く変化するかを明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。また、そのための具体的な行動指針を作成し、全ての職員に周知し、実行する必要がある

(7) 広報

- 対象に応じて、どのようなことに関心や興味を持つのかを検討し、媒体や手法、重点的に広報する点等を工夫することが必要
- 報道機関を通じた広報を積極的に活用すべき。日頃からイベントや話題になる出来事について案内するとともに、わかりやすく簡潔で、記事を書きやすい広報資料を作成して配付することが必要。

- 図書館職員は、これまでの「待ち」の姿勢から意識を転換し、新たな利用者を開拓するために図書館側から積極的に働きかけを行うことが必要

(8) 危機管理

- 徹底した予防策を講じるとともに、危機管理マニュアルを作成し、危機発生時に誰がどう動くのかを明確にしておくことが必要

(9) 図書館職員の資質向上と教育・研修

- 図書館職員が意識を改革し、自身が持っている図書館の古いイメージを払拭するとともに、図書館が住民の学習や地域振興に貢献できる力を持っていることをアピールする能力を身につけることが必要
- 司書の養成課程や研修において、地域社会の課題やそれに対する行政施策・手法、地域の情報要求の内容、図書館サービスの内容と可能性を学び、情報技術や経営能力を身に付け、さらに、コスト意識や将来のビジョンを持つことなどが必要

(10) 市町村合併を踏まえた図書館経営

- 市町村合併を図書館を改革・充実する好機と捉えて、周辺地域を含む全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすべき
- 合併市町村間における検索システムの統合、新たなサービス計画の策定等への取組が必要
- 全国どこでも日常的に図書館サービスを利用できるようにするために、公民館図書室や学校図書館の一般開放などを含めて、中学校区などの生活圏毎に図書館サービスの拠点を整備することが必要

(11) 管理運営形態の考え方

- どのような管理運営形態が、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを十分検討した上で、各地方公共団体が自ら判断すべき

4. 国・都道府県の役割

(以下省略)

ふじみ野市立図書館サービス計画

発行日 平成22年6月

発行者 ふじみ野市立図書館

〒356-0017

埼玉県ふじみ野市上野台3-3-1

電 話 049-262-3710

FAX 049-262-8151